

四 半 期 報 告 書

(第107期第1四半期) 自 平成22年4月1日
至 平成22年6月30日

野村ホールディングス株式会社

(E03752)

第107期第1四半期（自平成22年4月1日 至平成22年6月30日）

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

野村ホールディングス株式会社

目 次

	頁
第107期第1四半期 四半期報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	3
1 【主要な経営指標等の推移】	3
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【事業等のリスク】	5
2 【経営上の重要な契約等】	5
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【設備の状況】	23
第4 【提出会社の状況】	24
1 【株式等の状況】	24
2 【株価の推移】	61
3 【役員の状況】	61
第5 【経理の状況】	62
1 【四半期連結財務諸表】	63
2 【その他】	124
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	125
四半期レビュー報告書	
確認書	

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年8月16日

【四半期会計期間】 第107期第1四半期
(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

【会社名】 野村ホールディングス株式会社

【英訳名】 Nomura Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 執行役社長兼CEO 渡部 賢一

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

【電話番号】 03(5255)1000

【事務連絡者氏名】 グループ主計部長 北村 巧

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町二丁目1番1号

【電話番号】 03(3211)1811

【事務連絡者氏名】 グループ主計部長 北村 巧

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第106期 前第1四半期連結 累計(会計)期間	第107期 当第1四半期連結 累計(会計)期間	第106期
会計期間	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
収益合計 (百万円)	363,595	314,016	1,356,751
収益合計(金融費用控除後) (百万円)	298,359	259,824	1,150,822
税引前四半期(当期)純利益 (百万円)	31,421	6,470	105,247
野村ホールディングス株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	11,420	2,322	67,798
純資産額 (百万円)	1,556,464	2,111,898	2,133,014
総資産額 (百万円)	27,539,700	33,935,100	32,230,428
1株当たり純資産額 (円)	589.32	572.10	579.70
野村ホールディングス株主に帰属する 1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	4.37	0.63	21.68
希薄化後野村ホールディングス株主に 帰属する1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	1.81	0.63	21.59
自己資本比率 (%)	5.6	6.2	6.6
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△ 259,076	△ 1,539,268	△ 1,500,770
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△ 94,616	△ 91,373	△ 269,643
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	250,386	1,293,619	2,176,530
現金および現金同等物の四半期末(期 末)残高 (百万円)	531,580	665,074	1,020,647
従業員数 (人)	25,730	27,393	26,374

- (注) 1 米国において一般に公正妥当と認められた会計原則(以下「米国会計原則」)に基づき記載しております。
- 2 「純資産額」は米国会計原則に基づく資本合計を使用しております。また、「1株当たり純資産額」および「自己資本比率」は、米国会計原則に基づく野村ホールディングス株主資本合計を用いて算出しております。
- 3 消費税および地方消費税の課税取引については、消費税等を含んでおりません。
- 4 四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、提出会社および提出会社の連結子会社等（連結子会社および連結変動持分事業体）635社が営む事業の内容に重要な変更はありません。なお、当第1四半期より連結対象となった連結子会社等には、会計基準の更新（以下「ASU」）第2009-17号「変動持分事業体に関わる企業の財務報告の改善」（以下「ASU2009-17」）の適用に伴い連結子会社等となったものが含まれます。詳細は「第5 [経理の状況] 1 [四半期連結財務諸表] 注記2 会計方針の変更および新しい会計基準の進展」をご参照ください。

また、当第1四半期末の持分法適用会社は17社であります。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間における重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(人)	27,393 [4,313]
---------	----------------

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(人)	76
---------	----

(注) 1 従業員数は就業人員数であります。なお、臨時従業員は雇用しておりません。
2 上記のほか、野村証券株式会社との兼務者が299人おります。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、事業等のリスクに新たな事項および重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の概況

当第1四半期連結会計期間の収益合計（金融費用控除後）は2,598億円、金融費用以外の費用は2,534億円、税引前四半期純利益は65億円、野村ホールディングス株主に帰属する四半期純利益は23億円となりました。

四半期連結損益計算書における収益合計（金融費用控除後）および金融費用以外の費用の内訳はそれぞれ次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日) (百万円)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日) (百万円)
委託・投信募集手数料	102,024	118,078
(委託手数料)	57,863	56,181
(投信募集手数料)	39,505	55,659
(その他)	4,656	6,238
投資銀行業務手数料	29,729	20,366
(引受・募集手数料)	20,900	14,095
(M&A・財務コンサルティングフィー)	8,573	6,157
(その他)	256	114
アセットマネジメント業務手数料	30,331	34,854
(アセットマネジメントフィー)	26,523	30,813
(その他)	3,808	4,041
トレーディング損益	121,132	59,969
プライベート・エクイティ投資関連損益	△ 2,139	△ 946
純金融収益	△ 6,809	21,565
投資持分証券関連損益	9,801	△ 10,343
その他	14,290	16,281
収益合計（金融費用控除後）	298,359	259,824

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日) (百万円)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日) (百万円)
人件費	138,081	122,087
支払手数料	20,043	23,681
情報・通信関連費用	40,160	44,253
不動産関係費	21,992	22,511
事業促進費用	6,256	7,159
その他	40,406	33,663
金融費用以外の費用計	266,938	253,354

事業別セグメント情報

事業別セグメントにおける業績は次のとおりです。平成22年4月に、当社はグローバル・マーケット部門、インベストメント・バンキング部門およびマーチャント・バンキング部門を統合し、新たにホールセール部門を設置いたしました。これにより、当社の業務運営および経営成績の報告は、営業部門、アセット・マネジメント部門、ホールセール部門の区分で行われます。当第1四半期より、この部門体制に基づき、事業別セグメント情報を開示します。

なお、合算セグメント情報と、四半期連結損益計算書における収益合計（金融費用控除後）および税引前四半期純利益（△損失）との調整計算につきましては、「第5〔経理の状況〕1〔四半期連結財務諸表〕注記13セグメント情報および地域別情報」をご参照ください。

収益合計（金融費用控除後）

	前第1四半期連結累計期間 （自平成21年4月1日 至平成21年6月30日） （百万円）	当第1四半期連結累計期間 （自平成22年4月1日 至平成22年6月30日） （百万円）
営業部門	95,380	110,959
アセット・マネジメント部門	18,650	18,119
ホールセール部門	211,720	108,609
その他（消去分を含む）	△ 37,139	32,730
計	288,611	270,417

金融費用以外の費用

	前第1四半期連結累計期間 （自平成21年4月1日 至平成21年6月30日） （百万円）	当第1四半期連結累計期間 （自平成22年4月1日 至平成22年6月30日） （百万円）
営業部門	67,521	73,216
アセット・マネジメント部門	13,521	13,220
ホールセール部門	158,458	149,755
その他（消去分を含む）	27,438	17,163
計	266,938	253,354

税引前四半期純利益（△損失）

	前第1四半期連結累計期間 （自平成21年4月1日 至平成21年6月30日） （百万円）	当第1四半期連結累計期間 （自平成22年4月1日 至平成22年6月30日） （百万円）
営業部門	27,859	37,743
アセット・マネジメント部門	5,129	4,899
ホールセール部門	53,262	△ 41,146
その他（消去分を含む）	△ 64,577	15,567
計	21,673	17,063

（注）当期の開示様式に合わせて過年度の数値を組み替えて表示しております。

営業部門

収益合計（金融費用控除後）は、投信募集手数料の増加などにより、1,110億円となりました。金融費用以外の費用は732億円、税引前四半期純利益は377億円となりました。厳しい相場環境の中、コンサルティング営業を中心にお客様のニーズに合わせたビジネス展開を図ってまいりました結果、投資信託の販売が増加しました。平成22年6月末の営業部門顧客資産残高は、主に日経平均の下落に伴う株式資産の減少などにより、平成22年3月末から5.1兆円減少し、68.4兆円となりました。

アセット・マネジメント部門

収益合計（金融費用控除後）は181億円となりました。金融費用以外の費用は132億円、税引前四半期純利益は49億円となりました。平成22年6月末の運用資産残高は、株価下落と円高などにより、平成22年3月末から1.2兆円減少し、22.2兆円となりました。

ホールセール部門

収益合計（金融費用控除後）は、主にトレーディング収益の減少などにより、1,086億円となりました。金融費用以外の費用は1,498億円、税引前四半期純損失は411億円となりました。

グローバル・マーケット

	(単位：百万円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
収益合計（金融費用控除後）	187,128	96,425
金融費用以外の費用	124,862	122,767
税引前四半期純利益（△損失）	62,266	△ 26,342

収益合計（金融費用控除後）は、お客様からの株式・債券関連の取引は拡大しましたが、欧州に端を発した金融市場の混乱によるトレーディング収益の減少などにより、964億円となりました。金融費用以外の費用は1,228億円、税引前四半期純損失は263億円となりました。

インベストメント・バンキング

	(単位：百万円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
インベストメント・バンキング（グロス）	37,995	29,045
その他部門等へのアロケーション	△ 12,322	△ 13,224
インベストメント・バンキング（ネット）	25,673	15,821
その他	△ 1,081	△ 3,637
収益合計（金融費用控除後）	24,592	12,184
金融費用以外の費用	33,596	26,988
税引前四半期純利益（△損失）	△ 9,004	△ 14,804

収益合計（金融費用控除後）は、市場環境の悪化や季節的要因を背景にマーケット全体のエクイティ・ファイナンスの金額が低調であったことなどにより、122億円となりました。金融費用以外の費用は270億円、税引前四半期純損失は148億円となりました。

その他の業績

その他の業績には、経済的ヘッジ取引に関連する損益、営業目的で保有する投資持分証券の実現損益、関連会社損益の持分額、本社勘定、その他の財務調整が含まれております。また、当第1四半期連結会計期間に生じた公正価値オプションを適用した金融負債に対する自社クレジットの変化に起因する利益90億円、デリバティブ負債に対する自社クレジットの変化に起因する利益44億円、カウンターパーティー・クレジット・スプレッドの変化に起因する利益5億円がその他の業績に含まれております。当第1四半期連結会計期間のその他の業績の収益合計（金融費用控除後）は327億円、金融費用以外の費用は172億円、税引前四半期純利益は156億円となりました。

地域別情報

地域別の収益合計（金融費用控除後）および税引前四半期純利益（△損失）については、「第5 [経理の状況] 1 [四半期連結財務諸表] 注記13セグメント情報および地域別情報」をご参照ください。

キャッシュ・フロー

「(5)流動性資金調達の管理」をご参照ください。

(2) 投資・金融サービス業務に付随する主要な資産負債等の状況

1) 一定の金融商品および取引先に対するエクスポージャー

厳しい市場環境は、当社(以下、提出会社および財務上の支配を保持する事業体を合わせて「当社」)が一定のエクスポージャーを有する証券化商品やレバレッジド・ファイナンスを含め、様々な金融商品に影響を与え続けています。また、当社は通常の業務においても、特別目的事業体やモノライン(金融保証会社)などの取引先に対し、一定のエクスポージャーを有しております。

証券化商品

当社の証券化商品に対するエクスポージャーには、主に、商業用不動産ローン担保証券(CMBS)、住宅不動産ローン担保証券(RMBS)、商業用不動産担保証券などが含まれます。当社は、証券化ビジネス、ファイナンス、トレーディング、その他の業務に関連して、このような証券化商品を保有しています。次の表は、平成22年6月30日現在における当社の証券化商品に対する原資産の地域別のエクスポージャーを表しています。

	日本	アジア	ヨーロッパ	アメリカ	合計
商業用不動産ローン担保証券(CMBS)	7,124	—	18,289	57,005	82,418
住宅不動産ローン担保証券(RMBS)	3,362	—	20,445	286,202	310,009
商業用不動産担保証券	31,405	—	—	—	31,405
その他証券化商品	38,532	581	23,993	60,966	124,072
合計	80,423	581	62,727	404,173	547,904

- (1) 上記金額には、当社が行った金融資産の譲渡について、米国財務会計基準審議会編纂書(以下「編纂書」)860「譲渡とサービシング」(以下「編纂書860」)により、会計上は売却ではなく担保付金融取引として取り扱われ、当社が継続的に経済的なエクスポージャーを有していないものは含まれておりません。
- (2) 平成22年6月30日現在、米国におけるCMBS関連ビジネスのエクスポージャーは、ホールローン(コミットメント含む)の32,418百万円です。
- (3) アメリカの住宅不動産ローン担保証券(RMBS)からは、パス・スルー証券および米国政府保証が付されたCMO(Collateral Mortgage Obligation)の残高は除外しております。

次の表は、平成22年6月30日現在における当社の商業用不動産ローン担保証券(CMBS)に対する外部格付別および原資産の地域別のエクスポージャーを表しています。

	AAA	AA	A	BBB	BB	B	無格付	ジニーメイ (1)	合計
日本	2,244	1,368	598	—	256	—	2,658	—	7,124
ヨーロッパ	674	3,498	1,574	1,029	1,360	184	9,970	—	18,289
アメリカ	19,236	3,961	17,127	6,364	3,162	680	5,145	1,330	57,005
合計	22,154	8,827	19,299	7,393	4,778	864	17,773	1,330	82,418

- (1) ジニーメイは、Government National Mortgage Associationの略。
- (2) 格付は、平成22年6月30日現在のStandard & Poor's, Moody's Investors Service, Fitch Ratings Ltd, 株式会社日本格付研究所、株式会社格付投資情報センターによる格付のうち、最も低い格付を使用しております。

レバレッジド・ファイナンス

当社は、顧客にレバレッジド・バイアウト、レバレッジド・バイインにかかる貸付金を提供しています。通常このような資金提供はコミットメントを通じて行われることが多く、当社は実行済および未実行コミットメントの双方においてエクスポージャーを有しております。次の表は、平成22年6月30日現在における当社のレバレッジド・ファイナンスに対する対象企業の地域別のエクスポージャーを表しております。

(単位：百万円)

	実行済残高	未実行 コミットメント残高	合計
日本	5,755	1,641	7,396
ヨーロッパ	85,451	2,600	88,051
合計	91,206	4,241	95,447

特別目的事業体

当社が行う特別目的事業体との関与は、これらの事業体を組成すること、またマーケットの状況に応じて、これらの事業体が発行する負債証券および受益権を引受、売出、販売することが含まれております。また当社は通常の証券化およびエクイティデリバティブ業務の中で、これらの事業体に対する金融資産の譲渡、これらの事業体が発行したリパッケージ金融商品の引受、売出、販売を行っております。さらに当社は、マーケット・メーカー業務、投資業務、組成業務に関連し、特別目的事業体にかかる変動持分の保有、購入、販売を行っております。非連結事業体とのそのほかの関与には、債務保証やデリバティブ契約などが含まれます。

変動持分事業体への関与に関するより詳しい説明は、「第5 [経理の状況] 1 [四半期連結財務諸表] 注記6 証券化および変動持分事業体」をご参照ください。

モノライン（金融保証会社）

下の表は、グローバル・マーケットの欧州で行っているストラクチャード・クレジット・トレーディング・ビジネスにおける格付別のモノライン（金融保証会社）に対するグロスエクスポージャー、カウンターパーティーリスクリザーブおよびその他の調整、ネットエクスポージャーおよびCDSプロテクションを表しています。なお、引当金および全額ヘッジ処理済のものは下記残高には含まれておりません。

（単位：百万米ドル）

格付(1)	平成22年6月30日現在				
	想定元本(2)	グロス エクスポージャー(3)	カウンターパーティー リスクリザーブおよび その他の調整	ネット エクスポージャー	CDS プロテクション(4)
非投資適格	5,839	1,992	1,633	359	74
合計	5,839	1,992	1,633	359	74

- (1) 平成22年6月30日現在のStandard & Poor'sまたはMoody's Investors Serviceによる格付のうち、いずれか低い格付によっております。
- (2) クレジットデリバティブ契約の想定元本を表しています。なお、米国RMBSを参照資産としたエクスポージャーはありません。
- (3) カウンターパーティーリスクリザーブおよびその他の調整前の公正価値の見積額を表しています。
- (4) モノラインを対象としたCDSプロテクションの想定元本から公正価値の見積額を控除した金額を表しています。

平成22年6月30日現在、上記のデリバティブ契約におけるエクスポージャーに加え、当社は189百万米ドルのモノラインによって保証された公共事業債等の負債証券を保有しております。これらの帳簿価格に含まれる保証部分の公正価値は、重要なものではありません。

2) 金融商品の公正価値

当社の金融資産および負債の大半は経常的に公正価値で計上され、公正価値の変動は連結損益計算書を通じて認識されます。公正価値評価は米国会計原則により特定の適用が要求される場合と、当社が公正価値オプションが選択できる対象に選択して適用する場合があります。

その他の主な評価基準が公正価値に基づかない金融資産や負債は非経常的に公正価値評価されます。その場合、公正価値は減損の測定など限定的な状況で使用されます。

編纂書820「公正価値評価と開示」に基づき、公正価値で測定された全ての金融商品はその測定に使用された基礎データの透明度によって三段階のレベルに分類されます。

毎期経常的に公正価値評価される資産のうち、デリバティブを除いた資産の合計に対するレベル3に分類された資産の比率は、当第1四半期連結会計期間末で6%となりました。

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)					(単位：十億円)
	レベル1	レベル2	レベル3	取引相手 および 現金担保と の相殺	合計	レベル3 比率
公正価値評価資産 (除くデリバティブ)	8,574	5,968	895	—	15,437	6%
デリバティブ資産	735	18,853	649	△ 18,150	2,087	
デリバティブ負債	829	18,888	636	△ 18,118	2,235	

詳細につきましては「第5 [経理の状況] 1 [四半期連結財務諸表] 注記3 金融商品の公正価値」をご参照ください。

(3) トレーディング業務の概要

トレーディング目的資産負債

トレーディング目的資産および負債の内訳については、「第5 [経理の状況] 1 [四半期連結財務諸表] 注記3 金融商品の公正価値および同注記4 デリバティブ商品およびヘッジ活動」をご参照ください。

トレーディングのリスク管理

当社はトレーディング業務におけるマーケットリスクの測定方法として、バリュアットリスク (VaR) を採用しております。

1) VaRの前提

- ・信頼水準：2.33標準偏差 片側99%
- ・保有期間：1日
- ・商品間の価格変動の相関を考慮

2) VaRの実績

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日) (億円)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日) (億円)
株式関連	20	26
金利関連	42	44
為替関連	76	105
小計	138	175
分散効果	△ 44	△ 50
バリュアットリスク (VaR)	94	125

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)		
	最大値(億円)	最小値(億円)	平均値(億円)
バリュアットリスク (VaR)	136	94	113

(4) リスクについての定性的開示

1) 当社のリスク管理

当社のビジネスは、内在的に様々なリスクに晒されていますが、これらのリスクを管理することが財務の健全性の確保、および企業価値の維持・向上に資する最も重要な責務と考えています。当社では、これらのリスクを総合的にコントロール、モニタリング、報告できるようリスク管理およびガバナンスの体制を構築しています。

なお、当社は取締役会において「業務の適正を確保するための体制」を基本方針として定め、それに沿って「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」を制定し、この体制に基づいてリスク管理の高度化、リスク管理の強化・整備に継続的に取り組んでいます。

2) リスク管理体制

ガバナンス

当社では、適切な財務的経営資源の配賦およびリスク管理を行うために業務部門から組織的に独立した財務的経営資源およびリスク管理を行う部署(グループ主計部、グループ財務部、グループ資金部、グループ・リスク・マネジメント部)を置いています。

この内、グループ・リスク・マネジメント部は、チーフ・リスク・オフィサー (CRO) のリスク管理の統括機能を補佐し、リスク管理体制の整備の実務にあたり、各種リスクを統括管理します。

当社では、グループ全社を対象とするリスク管理の枠組みを構築し、その有効性をモニタリングすると共に、グループ全体のリスクを計測、分析することでリスクを管理しています。特に、グループ・リスク・マネジメント部は、リスク管理に関する規程やルールを制定した上で、必要な情報を収集し、それらの規程やルールに基づきリスクを管理しています。グループ・リスク・マネジメント部は、経営陣に対してリスクの状況や分析結果を継続的に報告しており、その報告プロセスは定期的にグループ・インターナル・オーディット部による内部監査を受けています。

当社では、監督当局による自己資本規制の動向を含む重要なリスクに関する事項、野村グループの負債構造および資本政策に関する事項、およびリスク管理に係る重要な規程の制定、改廃に関する審議を目的として、取締役会、経営会議の下に「統合リスク管理会議」(Group Integrated Risk Management Committee)を設置しています。さらに、野村グループのマーケット・リスクおよびクレジット・リスク管理における重要性の高いポジションおよび個別の事案に関する事項、および野村グループにおけるリスク集中の管理および戦略的なリスク配置に係る事項の審議を目的として、統合リスク管理会議の下に、「リスク審査委員会」(Global Risk Management Committee)を設けています。

リスクの定義および分類

当社はリスクを、業務運営において生じる不測により野村グループの資本が毀損する可能性、自社の信用力の低下または市場環境の悪化により円滑な資金調達ができなくなる可能性、および収益環境の悪化または業務

運営の効率性もしくは有効性の低下により収益がコストをカバーできなくなる可能性と定義しています。

また、管理の対象とするリスクを以下の通り分類しています。

- －市場リスク
- －信用リスク
- －カントリー・リスク
- －オペレーショナル・リスク
- －システム・リスク
- －資金流動性リスク
- －ビジネス・リスク

当社は、定量的に評価したリスクを総体的に捉えたものを経済資本とした上で、それを自己資本の充実度の評価、資本配賦、リスク管理を行う上での主要な指標と位置付けております。

リスク・コントロール

当社では、各地域のフロント部門が日々のリスク・コントロールに重要な役割を果たしています。これらのフロント部門は、刻々と変化する市場の状況や、各地域のビジネス・ニーズに、迅速かつ柔軟に対処するのに最も適した立場にあるためであり、リスクは、リスク・マネジメント部門が設定したリミットおよびガイドラインの範囲内で管理されています。

リスク・マネジメント部門は、リスク管理に関する規程と手続きの策定および実施を行い、経営陣および統合リスク管理会議に対し、主要なリスクに関して定期的な報告をしています。

(5) 流動性資金調達管理

流動性の管理

概況

当社では、流動性リスクを返済期限が到来したときに財務上の義務を果たせない潜在的な可能性と定義しております。このリスクは、市場において有担保あるいは無担保調達が不可能になる、当社の信用格付けが低下する、予定外の資金需要の変化に対応できない、迅速かつ最小の損失での資産の流動化ができない、あるいは、グループ会社間の自由な資金移動が妨げられる規制資本上の制約に関する変化等によって発生します。流動性リスクは、当社特有の事情や市場全体の事情により発生します。当社は、マーケットサイクルを通じて、そして、ストレス下においても適切な流動性を維持するように努めております。当社の資金流動性管理は、危機発生等により最長1年間にわたり無担保による新規資金調達または再調達が困難な場合においても、保有トレーディング資産を維持しつつ業務を継続することができる十分な資金流動性を常に確保することをその基本方針としております。

当社は、主な流動性維持の目的を満たすために、様々な流動性管理規程を定めております。これらには、(1) 当社の資金需要を満たすのに十分な長期性資金を確保すること、(2) 当社の流動性資金需要に見合う現金や換金性のある流動性の高い担保未提供資産で構成される流動性ポートフォリオの維持、(3) ひとつのソースに依存することなく通貨別、プロダクト別、投資家ごとの調達ソースおよび満期の分散をすること、(4) コンティンジェンシー・ファンディングプラン、そして無担保コミットメント・ファシリティーに関することが含まれております。

経営会議は、当社の資金流動性に関する重要事項についての決定権を有しており、財務統括責任者は、経営会議の決定に基づき、当社の資金流動性管理に関する業務を執行する権限と責任を有しております。財務統括責任者およびグローバル・トレジャリー部門は、資金流動性管理に関する経営方針および決定に従うほか、当社の資金流動性管理の基本方針を達成するための諸施策を実行しております。

1) 適正な負債期間構造の維持：当社は、保有資産を継続して維持していく上で必要となる長期性資金を確保するために、長期借入金の額、長期債の発行額および株主資本を十分な水準に維持するように努めています。当社は、金融市場の環境変化等に起因して最長1年間にわたり、新たな無担保調達が行えない場合であっても、トレーディング資産等の売却を迫られることなく業務継続を可能としています。長期性資金必要額は、以下の要件を組み込んだ内部モデルに基づいて算出しております。

- (i) レポ契約や証券貸付取引等における当該資産の担保価値。長期性資金必要額は、ストレスシナリオ下で、資産を担保にした借入の保守的な見積もりを使って計算されています。
- (ii) のれん、認識可能無形固定資産、有形固定資産およびその他固定資産
- (iii) 当社信用格付けが2ノッチ格下げられた場合のデリバティブ取引に係る契約上の追加的な担保要請。更に、追加的な担保要請に備え、取引所等に差し入れられている担保未提供資産もまた、長期流動性によって資金手当てを受けております。
- (iv) 支払要求の可能性を反映した当社が第三者に提供するコミットメント契約の額
- (v) 当社規制対象子会社の規制資本等を維持するために必要となる金額

当社の内部モデルは、グループ会社間の自由な資金移動に影響を及ぼすかもしれない法規制、税制を考慮に

入れて計算されています。

2) 資金調達ソースの分散：当社は、無担保調達資金の借換えリスクを低減させるために資金調達を行う市場および手段を分散させております。当社は、プロダクト別、投資家別、マーケット別に、調達ソースおよび返済期限の分散をさせております。自社債やコマーシャル・ペーパーを幅広い顧客層へ販売することにより、調達する金額の大部分については、資金調達先の分散のメリットを享受しています。

3) 無担保調達資金の管理：当社は、すべての無担保調達資金を一元的に管理しており、その使用に関して、内部で上限を設けております。この上限は、経営会議で設定され、グローバル・トレジャリーによって、使用状況はモニタリングされております。

4) 流動性ポートフォリオの維持：当社の流動性資金の円滑な利用を確保するために、当社は、法規制面における制約などからグループ会社間の自由な資金供給ができない場合も有り得るという前提に立ち、流動性ポートフォリオの構成を考えております。

当社は、現金および極めて流動性の高い証券等で構成される流動性ポートフォリオを維持しております。これらは、潜在的資金需要に備えるために、利用可能な流動性資金を確保するためのものです。当社の流動性ポートフォリオは、以下の資金需要を考慮に入れております。

- (i) 既存の借入金の返済期日や発行済み社債の償還期日（1年以内）
- (ii) 発行済み社債の買い取りの可能性
- (iii) 流動性の低い資産の資金手当てのための担保付資金調達ラインの想定以上の喪失
- (iv) 通常の事業環境下での運転資金需要の変化
- (v) ストレス時の現金および担保流出

5) コミットメント・ファシリティーの維持：流動性ポートフォリオに加えて、当社は、緊急時の資金調達の一助とするために、グローバルに業務を展開する銀行との間で、一定量の未使用コミットメント・ファシリティーを維持しています。当社は、これらのファシリティーの契約満期日を一時期に集中しないように分散させております。これらのファシリティーに対する貸出条件や財務制限条項は個別に設定されておりますが、現時点において、当社はこれらのファシリティー契約における財務制限条項に抵触することにより、ファシリティーの利用が制限される状況にはありません。当社は、内部モデルを考慮する際にこれらの調達ソースは考慮しておりませんが、これらの調達ソースへのアクセスを持っております。当社は適宜これらのドローダウンテストを行っております。

6) 非常時の資金調達プランの維持およびテスト：当社は、詳細にわたるコンティンジェンシー・ファンディング・プラン(CFP)を有しております。この中で、リクイディティイベントの範囲の分析と特定方法を記載しております。その上で、当社特有のあるいはマーケット全体の影響の可能性を見積もることや、リスクを低下させるために即座にとられるべき対応を特定しております。CFPは、キーとなる内部および外部の連絡先やどの情報を知らせるかを示すプロセスの詳細をリスト化しております。また、当社が規制上、法的、あるいは税務上の制限によって、グループ会社レベルにおける資金へのアクセスができなくなったことを想定し、グループ会社レベルで、個別の資金需要に応えるように作られております。なお、当社は、定期的に様々なマーケットや当社特有のイベントに対して本CFPの有効性をテストしております。また、当社は、日本銀行や欧州中央銀行

等が行う様々な債券に対して実施する資金供給オペレーションへのアクセスも有しております。これらのオペレーションは、通常のビジネスでも利用しておりますが、市場環境の悪化による不測のリスクを軽減させる重要な手段のひとつです。

平成21年11月以降、当社は、流動性リスク管理を包括的リスク管理への更なる収斂と、量的流動性リスク管理プロセスを強化するために、CFPの見直しを行いました。見直し後のCFPに沿って、当社は、一定のストレス・シナリオ下でのキャッシュ・フローの変化をシミュレートする内部モデルにより、流動性をモニターしております。ストレス・シナリオは、統合リスク会議によって設定されたリスク・アペタイトを考慮に入れた流動性必要額に合わせて設定されます。先に述べた流動性リスク・アペタイトの要件を満たせなかった場合、CFPは、その不測の事態の性質に応じたアクション・プランを示しております。

キャッシュ・フロー

現金および現金同等物の当第1四半期連結会計期間末残高および前第1四半期連結会計期間末残高は、それぞれ6,651億円と5,316億円となりました。営業活動によるキャッシュ・フローは、当第1四半期連結累計期間および前第1四半期連結累計期間において、主にトレーディング関連残高（資産・負債の純額）の増減により、それぞれ1兆5,393億円の支出と2,591億円の支出となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、当第1四半期連結累計期間においては、トレーディング目的以外の負債証券等の増減により、914億円の支出となり、前第1四半期連結累計期間においては、銀行貸付金等の増減により、946億円の支出となりました。また財務活動によるキャッシュ・フローは、当第1四半期連結累計期間および前第1四半期連結累計期間において、借入金の増加等により、それぞれ1兆2,936億円の収入と2,504億円の収入となりました。

四半期連結貸借対照表および財務レバレッジ

平成22年6月30日現在の資産合計は、平成22年3月31日現在の32兆2,304億円に対し、担保付契約、トレーディング資産等が増加したことにより、1兆7,047億円増加し、33兆9,351億円となりました。また、平成22年6月30日現在の負債は、平成22年3月31日現在の30兆974億円に対し、担保付調達、長期借入等の増加により、1兆7,258億円増加し、31兆8,232億円となりました。平成22年6月30日現在の野村ホールディングス株主資本は、平成22年3月31日現在の2兆1,269億円に対し、累積的その他包括損益等の減少により、前期末比252億円減少の2兆1,018億円となりました。この結果、当社の財務レバレッジは、平成22年3月31日現在の15.2倍から平成22年6月30日現在の16.1倍に上昇しました。

当社は、マーケットの極端な変動によってもたらされ得る大きな損失にも耐えられる規模の資本を維持することに努めています。当社の適正資本の維持に係る基本方針は経営会議が決定し、その実践の責任を負います。適正資本の維持に係る基本方針には、適正な総資産規模の水準やそれを維持するために必要な資本規模の決定などが含まれます。当社は、当社のビジネス・モデルに由来する経済的なリスクに耐え得る必要十分な資本を維持しているかにつき、定期的な確認を行っていますが、こうした観点とは別に、銀行業や証券業を営む子会社は規制当局から要請される最低資本金額を満たす必要もあります。

以下の表は、当社の野村ホールディングス株主資本、総資産、調整後総資産と財務レバレッジの状況を示しています。

(単位:十億円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
野村ホールディングス株主資本	2,101.8	2,126.9
総資産(1)	33,935.1	32,230.4
調整後総資産(2)	21,172.6	19,763.2
レバレッジ・レシオ(3)	16.1倍	15.2倍
調整後レバレッジ・レシオ(4)	10.1倍	9.3倍

- (1)担保付貸借取引とされずに売買取引とされる満期レポ取引、および特定の日本国内有価証券貸借取引を除いた金額となっております。またこれにより売却された有価証券の公正価値は、上記平成22年3月31日および平成22年6月30日現在の当社のレバレッジ・レシオ、もしくは、調整後レバレッジ・レシオに重要な影響を及ぼすものではありません。
- (2)調整後総資産は、総資産の額から売戻条件付買入有価証券および借入有価証券担保金の額を控除したものととなります。
- (3)レバレッジ・レシオは、総資産の額を野村ホールディングス株主資本の額で除して得られる比率です。
- (4)調整後レバレッジ・レシオは、調整後総資産の額を野村ホールディングス株主資本の額で除して得られる比率です。

連結自己資本規制

金融庁は平成17年6月に「金融コングロマリット監督指針」を策定し、連結自己資本規制に関する規定を設けました。この金融コングロマリット監督指針に基づき、平成17年4月より連結自己資本規制のモニタリングを開始しました。

平成21年3月末より、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」IV-五-三(3)に基づき、金融コングロマリット監督指針による監督の下、「銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成十八年金融庁告示第二十号、以下「銀行持株会社告示」という。)の規定を準用して連結自己資本規制の計測を開始しました。

金融コングロマリット監督指針の中で金融コングロマリットは合算自己資本が所要自己資本を下回らないようにすることとされています。当社は、銀行持株会社告示の準用の開始に伴い、従来のリスク相当額の12.5倍にあたるリスク・アセット額を測定しております。そのため、リスク・アセット金額に対する自己資本の比率という基準を通じて、即ちその比率が8%を上回ることをもって要件を満たしているか確認しております。平成22年6月30日現在の連結自己資本比率は23.3%となり、要件を満たしました。

平成22年6月30日の連結自己資本比率について、下記に示しております。

(単位：億円)

自己資本	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)
基本的項目	19,859
補完的項目	4,996
準補完的項目	3,061
控除項目	589
自己資本合計	27,327
リスク・アセット	
信用リスク・アセットの額	48,966
マーケット・リスク相当額を8% で除して得た値	54,198
オペレーショナル・リスク相当 額を8%で除して得た値	14,067
リスク・アセット合計	117,230
連結自己資本比率	
連結自己資本比率	23.3%
Tier 1比率	16.9%

(6) 対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間においては、欧州の財政問題の影響等から金融市場は不安定な状態が続きましたが、対処すべき課題に重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中でありました当社の連結子会社、ノムラ・プロパティーズPLCにおける設備の新設について、重要な変更ならびに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	6,000,000,000
第1種優先株式	200,000,000
第2種優先株式	200,000,000
第3種優先株式	200,000,000
第4種優先株式	200,000,000
計	6,000,000,000

(注) 「発行可能株式総数」の欄には、株式の種類ごとの発行可能種類株式総数を記載し、計の欄には、定款に規定されている発行可能株式総数を記載しております。

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年8月16日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	3,719,133,241	3,719,133,241	東京証券取引所(注2) 大阪証券取引所(注2) 名古屋証券取引所(注2) シンガポール証券取引所 ニューヨーク証券取引所	単元株式数100株
計	3,719,133,241	3,719,133,241	—	—

(注) 1 提出日(平成22年8月16日)現在の発行数には、平成22年8月1日からこの四半期報告書提出日までの間に新株予約権の行使があった場合に発行される株式数は含まれておりません。

2 各市場第一部

(2) 【新株予約権等の状況】

① 新株予約権

株主総会の特別決議日（平成15年6月26日） 第2回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成22年6月30日）
新株予約権の数(個)	1,227(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,227,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり 1,332円
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日～平成22年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,332円 資本組入額 666円
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が新株予約権の付与時から行使時点まで当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由より当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者が、行使時点で、当社又は当社子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は新株予約権を譲渡する場合、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う時は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成15年6月26日） 第3回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成22年6月30日）
新株予約権の数(個)	140(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	140,000
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成18年6月5日～平成23年6月4日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者が、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

株主総会の特別決議日（平成16年6月25日） 第4回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成22年6月30日）
新株予約権の数(個)	1,244(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,244,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり1,311円
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日～平成23年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,311円 資本組入額 656円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使時点まで、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。 新株予約権者が、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合ならびに単元未満株式の買増請求による場合を除く。）を行う時は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成16年6月25日） 第5回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成22年6月30日）
新株予約権の数(個)	6(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,000
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成19年4月26日～平成24年4月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者が、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

株主総会の特別決議日（平成16年6月25日） 第6回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成22年6月30日）
新株予約権の数(個)	233(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	233,000
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成19年6月4日～平成24年6月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者が、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は新株予約権を譲渡する場合、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

株主総会の特別決議日（平成17年6月28日） 第8回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成22年6月30日）
新株予約権の数(個)	15,103(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,510,300
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり1,152円
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～平成24年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,152円 資本組入額 576円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使時点まで、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。 新株予約権者が、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合ならびに単元未満株式の買増請求による場合を除く。）を行う時は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成17年6月28日） 第9回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成22年6月30日）
新株予約権の数(個)	1,515(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	151,500
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成20年4月25日～平成25年4月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者が、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

株主総会の特別決議日（平成17年6月28日） 第10回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成22年6月30日）
新株予約権の数(個)	4,362(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	436,200
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成20年6月13日～平成25年6月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1,053円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者が、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

株主総会の特別決議日（平成18年6月28日） 第11回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成22年6月30日）
新株予約権の数(個)	17,900(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,790,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり1,793円
新株予約権の行使期間	平成20年7月7日～平成25年7月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,793円 資本組入額 1,140円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使時点まで、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を失った場合には、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

2 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割または当社普通株式の株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が行使価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の保有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使および単元未満株式の買増請求による場合を除く。）または取得請求権付株式であって、その取得と引換えに行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）、または行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）は、次の算式（行使価額調整式）により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成18年6月28日） 第12回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成22年6月30日）
新株予約権の数(個)	47(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,700
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成20年10月11日～平成25年10月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1,105円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を失った場合には、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく論旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成18年6月28日） 第13回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成22年6月30日）
新株予約権の数(個)	7,118(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	711,800
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成21年4月26日～平成26年4月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1,165円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく論旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成18年6月28日） 第14回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成22年6月30日）
新株予約権の数(個)	7,553(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	755,300
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成21年6月22日～平成26年6月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1,278円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく論旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

第15回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,130(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	113,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり1,940円
新株予約権の行使期間	平成21年8月2日～平成26年8月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,940円 資本組入額 1,219円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 新株予約権者について、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

2 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割または当社普通株式の株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が行使価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の保有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使および単元未満株式の買増請求による場合を除く。）または取得請求権付株式であって、その取得と引換えに行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）、または行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）は、次の算式（行使価額調整式）により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成19年6月27日） 第16回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成22年6月30日）
新株予約権の数(個)	18,710(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,871,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり1,940円
新株予約権の行使期間	平成21年8月2日～平成26年8月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,940円 資本組入額 1,219円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 新株予約権者について、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

2 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割または当社普通株式の株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が行使価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の保有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使および単元未満株式の買増請求による場合を除く。）または取得請求権付株式であって、その取得と引換えに行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）、または行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）は、次の算式（行使価額調整式）により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成19年6月27日） 第17回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成22年6月30日）
新株予約権の数(個)	5,395(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	539,500
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成21年8月2日～平成26年8月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1,105円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく論旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成19年6月27日） 第18回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成22年6月30日）
新株予約権の数(個)	218(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	21,800
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成21年10月20日～平成26年10月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 972円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成19年6月27日） 第19回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成22年6月30日）
新株予約権の数(個)	17,758(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,775,800
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成22年4月24日～平成27年4月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 806円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく論旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

第20回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,523(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	152,300
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成22年6月24日～平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 819円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく論旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成19年6月27日） 第21回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成22年6月30日）
新株予約権の数(個)	6,954(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	695,400
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成22年6月24日～平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 819円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく論旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

第22回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,100(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	110,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり1,333円
新株予約権の行使期間	平成22年8月6日～平成27年8月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,333円 資本組入額 808円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

2 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割または当社普通株式の株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が行使価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の保有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使および単元未満株式の買増請求による場合を除く。）または取得請求権付株式であって、その取得と引換えに行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）、または行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）は、次の算式（行使価額調整式）により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成20年6月26日） 第23回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成22年6月30日）
新株予約権の数(個)	19,550(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,955,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり1,333円
新株予約権の行使期間	平成22年8月6日～平成27年8月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,333円 資本組入額 808円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 新株予約権者について、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

2 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割または当社普通株式の株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が行使価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の保有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使および単元未満株式の買増請求による場合を除く。）または取得請求権付株式であって、その取得と引換えに行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）、または行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）は、次の算式（行使価額調整式）により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

第24回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	60(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,000
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成22年8月6日～平成27年8月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 747円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく論旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成20年6月26日） 第25回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成22年6月30日）
新株予約権の数(個)	30(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,000
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成22年8月6日～平成27年8月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 747円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

第26回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	156(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15,600
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成22年11月11日～平成27年11月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 488円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく論旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成20年6月26日） 第27回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成22年6月30日）
新株予約権の数(個)	6,759(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	675,900
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成22年11月11日～平成27年11月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 488円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員又は使用人たる地位を有していること。 ただし、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく論旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成20年6月26日） 第28回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成22年6月30日）
新株予約権の数(個)	80,238(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,023,800
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成23年5月1日～平成28年4月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 295円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

第29回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	4,811(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	481,100
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成23年6月17日～平成28年6月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 409円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成20年6月26日） 第30回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成22年6月30日）
新株予約権の数(個)	11,354(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,135,400
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成23年6月17日～平成28年6月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 409円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

第31回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,760(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	176,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり 757円
新株予約権の行使期間	平成23年8月6日～平成28年8月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 757円 資本組入額 465円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 新株予約権者について、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

2 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割または当社普通株式の株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が行使価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の保有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使および単元未満株式の買増請求による場合を除く。）または取得請求権付株式であって、その取得と引換えに行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）、または行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）は、次の算式（行使価額調整式）により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成21年6月25日） 第32回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成22年6月30日）
新株予約権の数(個)	23,955(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,395,500
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり 757円
新株予約権の行使期間	平成23年8月6日～平成28年8月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 757円 資本組入額 465円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

2 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割または当社普通株式の株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が行使価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の保有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使および単元未満株式の買増請求による場合を除く。）または取得請求権付株式であって、その取得と引換えに行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）、または行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）は、次の算式（行使価額調整式）により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成21年6月25日） 第33回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成22年6月30日）
新株予約権の数(個)	5,884(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	588,400
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成23年11月26日～平成28年11月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 297円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく論旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

第34回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	22,086(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,208,600
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成24年5月19日～平成29年5月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 293円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 新株予約権者について、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成21年6月25日） 第35回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成22年6月30日）
新株予約権の数(個)	85,056(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,505,600
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成24年5月19日～平成29年5月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 293円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 新株予約権者について、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成21年6月25日） 第36回新株予約権	
	第1四半期会計期間末現在 （平成22年6月30日）
新株予約権の数(個)	28,780(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,878,000
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成25年5月19日～平成29年5月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 293円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年6月30日	—	3,719,133,241	—	594,493	—	524,197

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。なお、平成22年6月30日現在の大株主の状況は以下のとおりです。

平成22年6月30日現在

氏名または名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	186,461	5.01
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	153,890	4.14
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 香港上海銀行東京 支店)	米国マサチューセッツ州、ボストン (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	86,676	2.33
ジェーピー モルガン チェー ス バンク380055 (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行)	米国ニューヨーク州、ニューヨーク パークアベニュー270 (東京都中央区月島4丁目16-13)	84,773	2.28
ザ バンク オブ ニューヨー ク メロン アズ デポジタ リー バンク フォー デポジタ リー レシート ホルダーズ (常任代理人 株式会社三菱東 京UFJ銀行)	米国ニューヨーク州、ニューヨーク パークレーストリート101 ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン 気付 (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	65,838	1.77
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカ ウント (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行)	英国ロンドン コールマンズトリアート ウールゲートハウス (東京都中央区月島4丁目16-13)	57,103	1.54
オーディー05 オムニバスチャ イナトリーティ808150 (常任代理人 香港上海銀行東京 支店)	オーストラリア ニューサウスウェールズ州、シドニー ピットストリート338 (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	54,304	1.46
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8-11	45,670	1.23
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505225 (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行)	米国マサチューセッツ州、ボストン (東京都中央区月島4丁目16-13)	34,986	0.94
ザ バンク オブ ニューヨー ク ジャスディック トリーテ ィー アカウント (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行)	ベルギー、ブリュッセル デザールアベニュー35 (東京都中央区月島4丁目16-13)	34,384	0.92
計	—	804,085	21.62

(注) 当社は、平成22年6月30日現在、自己株式を44,269千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 44,268,600	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 1,000,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,671,933,200	36,719,332	—
単元未満株式	普通株式 1,931,441	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	3,719,133,241	—	—
総株主の議決権	—	36,719,332	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が2,000株含まれております。また、「単元未満株式数」には当社所有の自己株式99株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 野村ホールディングス 株式会社	東京都中央区日本橋 1丁目9-1	44,268,600	—	44,268,600	1.19
(相互保有株式) 株式会社野村総合研究所	東京都千代田区丸の内 1丁目6-5	1,000,000	—	1,000,000	0.03
計	—	45,268,600	—	45,268,600	1.22

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月
最高(円)	717	641	572
最低(円)	647	544	482

(注) 株価は東京証券取引所市場第一部の市場相場によっております。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の四半期連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年内閣府令第73号）附則第6条第2項の規定に基づき、改正前の「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第93条の規定により、米国預託証券の発行に関して要請されている会計処理の原則および手続ならびに表示方法、すなわち、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき作成されております。

(2) 当社の四半期連結財務諸表は、各連結会社がその所在する国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に準拠して作成した個別財務諸表を基礎として、上記(1)の基準に合致するよう必要な修正を加えて作成されております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)および前第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、また、当第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)および当第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

		当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資産)			
現金・預金：			
現金および現金同等物		665,074	1,020,647
定期預金		194,764	196,909
取引所預託金および その他の顧客分別金		188,116	134,688
計		1,047,954	1,352,244
貸付金および受取債権：			
貸付金	※3	1,226,391	1,310,375
(平成22年6月30日現在 611,352百万円、 平成22年3月31日現在 692,232百万円の 公正価値オプションの適用により、 公正価値評価を行っている金額を含む。)			
顧客に対する受取債権		40,334	59,141
顧客以外に対する受取債権		709,759	707,623
貸倒引当金		△ 4,641	△ 5,425
計		1,971,843	2,071,714
担保付契約：			
売戻条件付買入有価証券		7,153,342	7,073,926
借入有価証券担保金		5,609,120	5,393,287
計		12,762,462	12,467,213
トレーディング資産および プライベート・エクイティ投資：			
トレーディング資産	※3, 4	16,091,408	14,374,028
(平成22年6月30日現在 4,192,550百万円、 平成22年3月31日現在 3,921,863百万円の 担保差入有価証券を含む。 平成22年6月30日現在 18,147百万円、 平成22年3月31日現在 18,546百万円の 公正価値オプションの適用により、 公正価値評価を行っている金額を含む。)			
プライベート・エクイティ投資	※3	310,776	326,254
(平成22年6月30日現在 62,520百万円、 平成22年3月31日現在 61,918百万円の 公正価値オプションの適用により、 公正価値評価を行っている金額を含む。)			
計		16,402,184	14,700,282
その他の資産：			
建物、土地、器具備品および設備		399,693	357,194
(平成22年6月30日現在 287,744百万円、 平成22年3月31日現在 273,616百万円の 減価償却累計額控除後)			
トレーディング目的以外の負債証券	※3	387,151	308,814
投資持分証券	※3	110,718	122,948
関連会社に対する投資および貸付金		248,324	251,273
その他	※3, 8	604,771	598,746
計		1,750,657	1,638,975
資産合計		33,935,100	32,230,428

		当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(負債および資本)			
短期借入 (平成22年6月30日現在 115,580百万円、 平成22年3月31日現在 103,975百万円の 公正価値オプションの適用により、 公正価値評価を行っている金額を含む。)	※3	1,821,613	1,301,664
支払債務および受入預金：			
顧客に対する支払債務		469,786	705,302
顧客以外に対する支払債務		399,442	374,522
受入銀行預金		592,376	448,595
計		1,461,604	1,528,419
担保付調達：			
買戻条件付売却有価証券		9,367,381	8,078,020
貸付有価証券担保金		1,725,668	1,815,981
その他の担保付借入		1,196,705	1,322,480
計		12,289,754	11,216,481
トレーディング負債	※3,4	8,143,142	8,356,806
その他の負債	※3,8	354,022	494,983
長期借入 (平成22年6月30日現在 2,083,097百万円、 平成22年3月31日現在 1,839,251百万円の 公正価値オプションの適用により、 公正価値評価を行っている金額を含む。)	※3	7,753,067	7,199,061
負債合計		31,823,202	30,097,414
コミットメントおよび偶発事象	※12		
資本：			
資本金		594,493	594,493
無額面 授權株式数 平成22年6月30日現在 6,000,000,000株 平成22年3月31日現在 6,000,000,000株 発行済株式数 平成22年6月30日現在 3,719,133,241株 平成22年3月31日現在 3,719,133,241株 発行済株式数(自己株式控除後) 平成22年6月30日現在 3,673,801,436株 平成22年3月31日現在 3,669,044,614株			
資本剰余金		633,311	635,828
利益剰余金		1,071,801	1,074,213
累積的其他の包括損益		△ 135,802	△ 109,132
計		2,163,803	2,195,402
自己株式(取得価額) 自己株式数 平成22年6月30日現在 45,331,805株 平成22年3月31日現在 50,088,627株		△ 62,039	△ 68,473
野村ホールディングス株主資本合計		2,101,764	2,126,929
非支配持分		10,134	6,085
資本合計		2,111,898	2,133,014
負債および資本合計		33,935,100	32,230,428

関連する四半期連結財務諸表注記をご参照ください。

(2) 【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

		前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
収益：			
委託・投信募集手数料		102,024	118,078
投資銀行業務手数料		29,729	20,366
アセットマネジメント業務手数料		30,331	34,854
トレーディング損益		121,132	59,969
プライベート・エクイティ投資関連損益		△ 2,139	△ 946
金融収益		58,427	75,757
投資持分証券関連損益		9,801	△ 10,343
その他		14,290	16,281
収益合計		363,595	314,016
金融費用		65,236	54,192
収益合計(金融費用控除後)		298,359	259,824
金融費用以外の費用：			
人件費		138,081	122,087
支払手数料		20,043	23,681
情報・通信関連費用		40,160	44,253
不動産関係費		21,992	22,511
事業促進費用		6,256	7,159
その他		40,406	33,663
金融費用以外の費用計		266,938	253,354
税引前四半期純利益		31,421	6,470
法人所得税等	※11	20,678	3,440
四半期純利益		10,743	3,030
差引：非支配持分に帰属する四半期純利益 (△損失)		△ 677	708
野村ホールディングス株主に帰属する四半期純利益		11,420	2,322

		前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
区分	注記 番号	金額(円)	金額(円)
普通株式1株当たり：	※9		
基本-			
野村ホールディングス株主に帰属する 四半期純利益		4.37	0.63
希薄化後-			
野村ホールディングス株主に帰属する 四半期純利益		1.81	0.63

関連する四半期連結財務諸表注記をご参照ください。

(3) 【四半期連結資本勘定変動表】

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
区分	金額(百万円)	金額(百万円)
資本金		
期首残高	321,765	594,493
転換社債型新株予約権付社債の転換	3,000	—
四半期末残高	324,765	594,493
資本剰余金		
期首残高	374,413	635,828
会計原則の変更による累積的影響額(1)	△ 26,923	—
転換社債型新株予約権付社債の転換	3,000	—
自己株式売却損益	2,124	1,509
新株予約権の付与および行使	△ 1,805	△ 4,026
転換社債型新株予約権付社債に関連する有利転換条項	413	—
その他の増減(純額)	△ 519	—
四半期末残高	350,703	633,311
利益剰余金		
期首残高	1,038,557	1,074,213
会計原則の変更による累積的影響額(1)(2)	△ 6,339	△ 4,734
野村ホールディングス株主に帰属する四半期純利益	11,420	2,322
四半期末残高	1,043,638	1,071,801
累積的其他の包括損益		
為替換算調整額		
期首残高	△ 73,469	△ 74,330
当期純変動額	18,408	△ 28,200
四半期末残高	△ 55,061	△ 102,530
確定給付年金制度		
期首残高	△ 44,968	△ 34,802
年金債務調整額	△ 726	1,530
四半期末残高	△ 45,694	△ 33,272
四半期末残高	△ 100,755	△ 135,802
自己株式		
期首残高	△ 76,902	△ 68,473
取得	△ 6	△ 3
売却	8	1
従業員に対する発行株式	2,960	6,436
その他の増減(純額)	59	0
四半期末残高	△ 73,881	△ 62,039
野村ホールディングス株主資本合計		
四半期末残高	1,544,470	2,101,764

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
区分	金額(百万円)	金額(百万円)
非支配持分		
期首残高	12,150	6,085
現金配当金	△ 50	△ 28
非支配持分に帰属する四半期純利益 (△損失)	△ 677	708
非支配持分に帰属する累積的其他包括損益 為替換算調整額	129	△ 527
子会社株式の購入・売却等 (純額)	441	248
その他の増減 (純額)	1	3,648
四半期末残高	11,994	10,134
資本合計		
四半期末残高	1,556,464	2,111,898

(1) 前第1四半期連結累計期間で表示しておりました「EITF07-5号初年度適用調整額」は、当期より「会計原則の変更による累積的影響額」として表示しております。

(2) 当第1四半期連結累計期間で表示しております「会計原則の変更による累積的影響額」は会計基準の更新(以下「ASU」)第2009-17号「変動持分事業体に関わる企業の財務報告の改善」に関連する初年度適用期首残高調整額です。

関連する四半期連結財務諸表注記をご参照ください。

(4) 【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
区分	金額(百万円)	金額(百万円)
四半期純利益	10,743	3,030
その他の包括損益：		
為替換算調整額(税引後)	18,537	△ 28,727
確定給付年金制度：		
年金債務調整額	△ 1,182	2,597
繰延税額	456	△ 1,067
計	△ 726	1,530
その他の包括損益合計	17,811	△ 27,197
包括利益(△損失)	28,554	△ 24,167
差引：非支配持分に帰属する包括利益(△損失)	△ 548	181
野村ホールディングス株主に帰属する 包括利益(△損失)	29,102	△ 24,348

関連する四半期連結財務諸表注記をご参照ください。

(5) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

		前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー：			
四半期純利益		10,743	3,030
四半期純利益の営業活動に 使用された現金(純額)への調整			
減価償却費および償却費		17,314	18,224
投資持分証券関連損益		△ 9,801	10,343
繰延税額		11,794	1,980
営業活動にかかる資産 および負債の増減：			
定期預金		384,415	△ 10,015
取引所預託金および その他の顧客分別金		129,573	△ 61,544
トレーディング資産および プライベート・エクイティ投資		△ 692,094	△ 2,086,197
トレーディング負債		446,779	286,931
売戻条件付買入有価証券および 買戻条件付売却有価証券(純額)		△ 617,547	1,256,505
借入有価証券担保金および 貸付有価証券担保金(純額)		1,407,842	△ 382,801
その他の担保付借入		△ 1,088,596	△ 125,775
貸付金および受取債権 (貸倒引当金控除後)		289,455	△ 45,743
支払債務		△ 299,872	△ 144,074
賞与引当金		△ 42,573	△ 122,510
未払法人所得税(純額)		990	△ 31,073
その他(純額)		△ 207,498	△ 106,549
営業活動に使用された現金(純額)		△ 259,076	△ 1,539,268

		前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動によるキャッシュ・フロー：			
建物、土地、器具備品および設備の購入		△ 19,891	△ 33,321
建物、土地、器具備品および設備の売却		0	22,132
投資持分証券の売却		108	1,630
銀行貸付金の増加(純額)		△ 54,511	△ 11,049
トレーディング目的以外の 負債証券の増加(純額)		△ 20,056	△ 76,451
その他投資およびその他資産の 減少(△増加)(純額)		△ 266	5,686
投資活動に使用された現金(純額)		△ 94,616	△ 91,373
財務活動によるキャッシュ・フロー：			
長期借入の増加		620,361	801,752
長期借入の減少		△ 312,939	△ 225,423
短期借入の増加(△減少)(純額)		△ 97,820	551,299
受入銀行預金の増加(純額)		40,785	180,669
自己株式の売却に伴う収入		5	5
自己株式の取得に伴う支払		△ 6	△ 3
配当金の支払		—	△ 14,680
財務活動から得た現金(純額)		250,386	1,293,619
現金および現金同等物に対する 為替相場変動の影響額		21,320	△ 18,551
現金および現金同等物の減少額		△ 81,986	△ 355,573
現金および現金同等物の期首残高		613,566	1,020,647
現金および現金同等物の四半期末残高		531,580	665,074

		前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
補足開示：			
期中の現金支出額一			
利息の支払額		77,175	47,447
法人所得税等支払額(純額)		1,082	23,526
現金支出を伴わない取引一			
<p>当第1四半期連結累計期間において、ASU第2009-17号「変動持分事業体に関わる企業の財務報告の改善」の適用により、増加した資産の合計金額は現金および現金同等物を除き281,222百万円、増加した負債の合計金額は297,020百万円であります。</p>			

関連する四半期連結財務諸表注記をご参照ください。

〔四半期連結財務諸表注記〕

1 会計処理の原則：

平成13年12月、野村ホールディングス株式会社(以下「提出会社」)はニューヨーク証券取引所に米国預託証券を上場するため、1934年証券取引所法に基づき登録届出書を米国証券取引委員会(以下「米国SEC」)に提出しました。以後提出会社は、年次報告書である「様式20-F」を1934年証券取引所法に基づき米国SECに年一回提出することを義務付けられております。

上記の理由により、当社(以下、提出会社および財務上の支配を保持する事業体を合わせて「当社」)の四半期連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年内閣府令第73号)附則第6条第2項の規定に基づき、改正前の「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)第93条の規定により、米国預託証券の発行に関して要請されている会計処理の原則および手続ならびに表示方法、すなわち、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則(以下「米国会計原則」)に基づき作成されております。

当社は平成21年7月1日より開始した平成22年3月期第2四半期より米国会計原則の唯一の参照文献となった米国財務会計基準審議会編纂書(以下「編纂書」)を適用しました。従前の米国の会計基準文献の参照は全て編纂書への参照に置き換えられています。詳細につきましては「注記2 会計方針の変更および新しい会計基準の進展」をご参照ください。

なお、当第1四半期連結会計期間および当第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)において当社が採用している米国会計原則とわが国における会計処理の原則および手続ならびに四半期連結財務諸表の表示方法(以下「日本会計原則」)との主要な相違点は次のとおりであります。金額的に重要性のある項目については、日本会計原則に基づいた場合の税引前四半期純利益と比較した影響額をあわせて開示しております。

・連結の範囲

米国会計原則では、主に、議決権所有割合または主たる便益享受者を特定することにより連結の範囲が決定されます。日本会計原則では、主に、議決権所有割合および議決権所有割合以外の要素を加味した「支配力基準」により、連結の範囲が決定されます。

また、米国会計原則では投資会社に対する監査および会計指針が適用される投資会社が定義されており、当該指針の対象となる投資会社における全ての投資は公正価値で計上され、公正価値の変動は四半期連結損益計算書で認識されます。日本会計原則では、ベンチャーキャピタルが営業取引としての投資育成目的で他の会社の株式を所有しているなどの場合においては、当該他の会社を支配していることに該当する場合であっても、一定の要件を満たすときには子会社に該当しないものとしています。

・投資持分証券の評価差額

証券会社に適用される米国会計原則では、投資持分証券は公正価値で評価され、評価差額は四半期連結損益計算書に計上されます。日本会計原則では、投資持分証券は公正価値で評価され、評価差額は適用される法人税等を控除し純資産の部に独立項目として計上されます。日本会計原則に基づいた場合の前第1四半期連結累計期間および当第1四半期連結累計期間の税引前四半期純損益と比較した影響額は、それぞれ9,748百万円(利益)および

10,593百万円（損失）であります。

・トレーディング目的以外の負債証券への投資の評価差額

証券会社に適用される米国会計原則では、トレーディング目的以外の負債証券への投資は公正価値で評価され、評価差額は四半期連結損益計算書に計上されます。日本会計原則では、トレーディング目的以外の負債証券への投資は公正価値で評価され、評価差額は適用される法人税等を控除し純資産の部に独立項目として計上されます。日本会計原則に基づいた場合の前第1四半期連結累計期間および当第1四半期連結累計期間の税引前四半期純損益と比較した影響額は、それぞれ764百万円（損失）および3,874百万円（利益）であります。

・退職金および年金給付

米国会計原則では、仮定と異なる実績から生じた損益または年金数理上の仮定の変更から生じた損益は、当該損益の期首時点の残高が予測給付債務と年金資産の公正価値のうち大きい額の10%と定義される回廊額を超過している場合に、従業員の平均残存勤務期間にわたって償却されます。また、予測給付債務と年金資産の公正価値との差額で測定される年金制度の財政状況が資産または負債として計上されます。日本会計原則では、年金数理差異等は回廊額とは無関係に一定期間にわたり償却されます。

・のれんの償却

米国会計原則では、のれんに対しては、償却は行われず、定期的に減損判定を実施することが規定されております。日本会計原則では、のれんは20年以内の一定期間において均等償却されます。前第1四半期連結累計期間および当第1四半期連結累計期間の日本会計原則に基づいた場合の税引前四半期純損益と比較した影響額は、それぞれ1,598百万円（利益）および1,619百万円（利益）であります。

・デリバティブ金融商品の評価差額

米国会計原則では、ヘッジ手段として保有するデリバティブ金融商品を含めすべてのデリバティブ金融商品は公正価値で評価され、評価差額は、損益もしくはその他の包括損益に計上されます。日本会計原則では、ヘッジ手段として保有するデリバティブ金融商品は公正価値で評価され、評価差額は純資産の部に計上されます。

・金融資産および金融負債の公正価値

米国会計原則では、通常は公正価値で測定されない一定の資産と負債を公正価値で測定する選択権（公正価値オプション）が容認されております。公正価値オプションが選択された場合、該当商品の公正価値の変動は、期間損益として認識されます。日本会計原則では、このような公正価値オプションは容認されておられません。前第1四半期連結累計期間および当第1四半期連結累計期間の日本会計原則に基づいた場合の税引前四半期純損益と比較した影響額は、それぞれ14,451百万円（損失）および364百万円（利益）であります。なお、当社の四半期連結財務諸表上公正価値により計上されている市場価格のない株式については、日本会計原則では、減損処理の場合を除き、取得原価で計上されます。

・特定の契約に関連した相殺処理

米国会計原則では、マスターネットティング契約に基づき資産と負債が純額処理されたデリバティブ商品については、関連する現金担保の請求権または返還義務も併せて相殺することとなっております。日本会計原則においては、このような相殺処理は容認されておられません。

・新株発行費用

日本会計原則では、払込金額を新株発行費用を控除する前の金額で資本として計上する一方で、新株発行費用を支出時に全額費用化するか、または繰延資産に計上して新株発行後3年以内の一定期間において均等償却を行うこととされています。一方、米国会計原則では、新株発行費用を控除した純額で払込金額を資本として計上することとされております。

・転換社債型新株予約権付社債の会計処理

米国会計原則では、転換社債型新株予約権付社債が内包するデリバティブが発行会社の株価にインデックス付けられている場合には一体として負債として処理し、インデックス付けられていない場合にはデリバティブ部分を区分処理し負債として処理します。ただし、区分処理されていない転換社債型新株予約権付社債の転換価格が発行時の株価を下回る場合は、本源的価値部分を資本剰余金として認識し、償還金額との差額は支払利息として每期償却されます。日本会計原則では、転換社債型新株予約権付社債の発行に伴う払込金額を、社債の対価部分と新株予約権の対価部分に区分せず、普通社債の発行に準じて処理する方法（一括法）、もしくは、転換社債型新株予約権付社債の発行に伴う払込金額を、社債の対価部分と新株予約権の対価部分に区分した上で、社債の対価部分は普通社債の発行に準じて処理し、新株予約権の対価部分は純資産の部に「新株予約権」として計上する方法（区分法）が選択可能です。

・子会社に対する支配の喪失時の会計処理

米国会計原則では、子会社に対する支配を喪失し、持分法適用の投資先になる場合、従前の子会社に対する残余の投資は、支配喪失日における公正価値で評価され、評価差損益が認識されます。日本会計原則においては、従前の子会社に対する残余の投資は、連結貸借対照表上、親会社の個別貸借対照表上に計上している当該関連会社株式の帳簿価額に、当該会社に対する支配を喪失する日まで連結財務諸表に計上した投資の修正額のうち売却後持分額を加減した、持分法による投資評価額により評価されます。

2 会計方針の変更および新しい会計基準の進展：

会計方針の変更

金融資産の譲渡ならびに変動持分事業体の連結

平成21年12月、米国財務会計基準審議会は金融資産の譲渡についての新ガイダンスを編纂書に加える会計基準の更新（以下「ASU」）第2009-16号「譲渡とサービシング（トピック860）：金融資産の譲渡の会計」（以下「ASU2009-16」）を公表しました。ASU2009-16は、金融資産の認識の中止についての要件を変更し、適格特別目的事業体の概念を削除し、譲渡された金融資産および譲渡人が売却取引として会計処理した金融資産の譲渡に対する継続的関与についての追加的開示を要求するものです。当該金融資産の消滅の要件として、金融資産の一部が売却取引として認識されるための新しい制限や譲渡資産の隔離が生じたことを法的観点から確認しなければならないことの明確化などが含まれます。適格特別目的事業体の概念が削除されたため、当社が適用日にそれら事業体の変動持分を保有している場合には、当該事業体の連結については後述するASU2009-17により改訂された編纂書810「連結」（以下「編纂書810」）により評価されることとなります。

ASU2009-16は平成21年11月16日以降に開始する最初の事業年度（期中および期末）の期首より発効となりました。金融資産の譲渡についての当該新規定は発効日以降将来に向かって適用されます。

当社は、平成22年4月1日よりこれらの編纂書860「譲渡ならびにサービシング」（以下「編纂書860」）の改訂を適用しましたが、当社の連結財務諸表に重要な影響はありませんでした。

平成21年12月、米国財務会計基準審議会は変動持分事業体の連結に関する新ガイダンスを編纂書810に加えるASU第2009-17号「変動持分事業体に関わる企業の財務報告の改善」（以下「ASU2009-17」）を公表しました。

ASU2009-17は、どのような事業体の変動持分事業体であるかを定義し、また、変動持分事業体を連結しなければならないかどうかを判断する際に定性的分析の実施を会社に求めるものです。もし会社が変動持分を保有することにより当該変動持分事業体の最も重要な活動を支配するパワーを有し、かつ、利益を享受する権利または損失を負担する義務が重要と判定される持分を有している場合で、別途規定されている受託者として他の受益者の為に行動しているという要件を満たさない限り、会社はその事業体を連結することとなります。新しい定性的アプローチの下では、期待損益の定量的分析は、そのみでは決定要因とはなりません。ASU2009-17はまた、変動持分事業体の連結・非連結を継続的に評価することを求め、事業体への関与の開始時および再考慮のきっかけとなる特定の事象が発生した時においてのみ評価を要求していた従前のガイダンスとは異なっております。

ASU2009-17は、平成21年11月16日以降に開始する最初の事業年度（期中および期末）の期首より発効となりました。ASU2009-17では、資産、負債および適用日において事業体を連結したことから生じる非支配持分が帳簿価額（適用日以前において改訂されたガイダンスに従ってあたかも当該事業体が連結されていたかのように計算された帳簿価額）、公正価値または未払元本残高のいずれかで評価されるべきかを決定する特別な初年度適用条項を含んでおります。適用日には、連結によって貸借対照表に追加された純額と従来非連結ベースで認識されていた金額との差額は、利益剰余金期首残高の累積的調整として認識されます。

平成22年2月、米国財務会計基準審議会は、編纂書946「金融サービス—投資会社」（以下「編纂書946」）に該

当する事業体または編纂書946による評価測定ガイダンスを業界の慣行として使用する事業体が、重要な損失を補填する明示的または黙示的な義務を有さない場合（ただし、適格なマネーマーケットファンドに対する場合を除く）にはASU2009-17により改訂された編纂書810の適用を無期限に繰り延べるASU第2010-10号「連結（トピック810）：投資ファンドに関しての改訂」を公表しました（以下「ASU2010-10」）。ASU2010-10はASU2009-17以前よりあるガイダンスにより変動持分事業体と判定された事業体に対して、ASU2009-17で求められる開示を延期するものでもありません。

当社は、平成22年4月1日にASU2009-17とASU2010-10により改訂された編纂書810の指針を適用し、当社が関与する全ての適格特別目的事業体、特別目的事業体、ファンドおよびこれらに類似する事業体を分析いたしました。ASU2010-10により延期が求められる事業体については、ASU2009-17による改訂前の編纂書810により引き続き連結の判定が行われます。

これらの分析により証券化のための事業体等を連結したため、平成22年4月1日より当社の資産合計および負債合計はそれぞれ292十億円ならびに297十億円増加し、資本合計は5十億円減少いたしました。この資産合計の増加は当社のリスク計算に重要な影響を及ぼさず、当社の規制資本比率に重要な影響はありませんでした。

新しい会計基準の進展

将来において適用を予定する、当社に関連する新しい会計基準は以下のとおりです。

ファイナンス債権の信用状況と信用損失の引当に関する開示

平成22年7月、米国財務会計基準審議会は報告会社のファイナンス債権からの信用損失のエクスポージャーの透明性を増すためのASU第2010-20号「ファイナンス債権の信用状況と信用損失の引当に関する開示」（以下「ASU2010-20」）を公表しました。このASUは下記の項目に関して開示の範囲をより広範かつ詳細に拡大するものです：

- ・利息計上中止ならびに延滞ファイナンス債権
- ・ファイナンス債権に関わる信用損失の引当
- ・減損された貸付金（個別に減損判定されたもの）
- ・信用状況の情報
- ・ローン条件変更（回収困難債権のリストラクチャリング）

当社などの上場会社では、期末時点の新規ならびに追加開示は平成22年12月15日以降に終了する最初の四半期あるいは事業年度より発効となります。期中での活動についての情報を含む開示は平成22年12月15日以降に開始する最初の四半期あるいは事業年度より発効となります。

当社は、現在これらの新規の開示要求が当社の連結財務諸表に与える影響を評価中であります。

複数回にわたる引渡し売上の収益計上

平成21年10月、米国財務会計基準審議会は、ASU第2009-13号「複数回にわたる引渡し売上の収益計上-新会計問題審議部会の合意」（以下、「ASU2009-13」）を公表しました。ASU2009-13は商品やサービスの供給者が複数回に分けて引渡しを行う場合に、一括計上ではなく分割計上を可能にするものです。ASU2009-13は、平成22年6月15日以降に開始する事業年度より適用され、早期適用が許容されています。当社は、ASU2009-13を平成23年4月1日より適用する予定ですが、当社の連結財務諸表に重要な影響を及ぼさない見込みです。

3 金融商品の公正価値：

金融商品の公正価値

当社の金融資産および負債の大部分は公正価値または公正価値に近似する金額で計上されております。経常的に公正価値で計上される金融資産は、連結貸借対照表上トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資、貸付金および受取債権、その他の資産に含まれており、金融負債は、トレーディング負債、短期借入、支払債務および受入預金、長期借入、その他の負債に含まれております。

その他の金融資産、金融負債は、非経常的に公正価値で評価されることはありますが、主に公正価値以外の方法で計測され、公正価値は減損額を認識するなど特定の場合にのみ用いられます。

全ての公正価値は、編纂書820「公正価値評価と開示」（以下「編纂書820」）の規定に従い、測定日において市場参加者の間で行われる通常の取引において、金融資産の譲渡の対価として得られると想定される金額または金融負債を移転するのに必要と想定される金額と定義され、ここでいう取引は、当社が各金融資産または金融負債を取引する場合、主に利用すると想定される市場（当該主要市場がないときは最も有利な市場）における取引を想定しております。

金融資産には、編纂書820を適用したファンドへの投資も含まれており、1株当たり純資産価額が業界で一般的に使用されている原則に従って計算されている場合には、実務上の簡便な評価法として公正価値評価に使用することを容認しております。

資産負債の公正価値の増減は、当社のポジション、パフォーマンス、流動性と資本調達に大きく影響します。後述のとおり、採用している評価手法は元来不確実性を内包しており、将来の市場動向の影響を予測することはできません。当社では、市場リスクを緩和するために可能な場合には経済的なヘッジ戦略をとっております。ただし、それらのヘッジ戦略も予想することのできない市場の動向の影響を受けます。

毎期経常的に公正価値評価される金融商品の評価手法

金融商品の公正価値は、取引指標を含む取引所価格、市場インデックス、ブローカーやディーラー気配、その時点における市場環境における経営者の見積りによる出口価格を含む市場価格に基づいております。現物と店頭取引を含めた様々な金融商品は、市場で観察可能な買取価格と売却価格を有しています。こうした商品は、ビッド価格とオファー価格の間の当社の見積公正価値をもっとも良く表している価格で公正価値評価されます。取引所価格やブローカーやディーラー気配がない場合は、類似する商品の価格や時価評価モデルが公正価値を決定するために用いられます。

活発な市場の取引価格を使用できる場合、それらの価格で評価された資産もしくは負債の公正価値に調整を加えることはありません。そのほかの商品については、観察可能な指標、観察不能な指標、またはその両方を含んだ時価評価モデルなどの評価手法が用いられます。時価評価モデルは同種の金融商品に対して市場参加者が考慮するであろう指標を用いています。

時価評価モデルおよび当該モデルの基礎となる仮定は、未実現および実現損益の金額および計上時期に影響を与えます。異なった時価評価モデルや仮定は異なった財務上の損益に結びつくことがあります。評価の不確実性は、評価手法やモデルの選定、評価モデルに用いられる数量的な仮定、モデルに用いられるデータや他の要素などといった様々な要素によって決定付けられます。これらの不確実性を考慮したうえで、評価の調整は行われます。通常

用いられる調整としてはモデル・リザーブ、クレジット・アジャストメント、クローズアウト・アジャストメントや、保有者の取引が制限される金融商品に対する調整などの、個別の金融商品に特有な調整が使用されます。

評価の調整の水準は概して主観的なものであり、市場参加者が類似の金融商品の公正価値を決めるために用いるであろうと当社が推測する要素に基づくものとなります。用いられる調整のタイプ、それらの調整を計算するのに必要な手法、計算に用いられるデータなどは、その時々の方場の状態、新たな情報の有無によって定期的に見直されています。

例えば、ある金融商品の公正価値には、当社の資産に関する取引先の信用リスクと負債に関する自社クレジットの両方に関連した信用リスクの調整を含んでおります。金融資産の信用リスクは、担保やネットィング契約などの信用補完により、大幅に軽減されています。相殺後の信用リスクは、実際の取引先の入手可能で適用可能なデータを用いて測定されます。当社の資産に対する取引先の信用リスクを測定するのと同様の手法が、当社の負債に対する信用リスクを測定するために用いられています。

こうした時価評価モデルは定期的に市場動向に合わせて調整され、用いられるデータは最新の市場環境とリスクに応じて調整されます。グローバル・リスク・マネジメント部が評価モデルを見直し、フロントオフィスのモデルの妥当性、一貫性を独自に評価しています。モデル評価は、評価の適切性や特定の商品のセンシティブィティーなど多くの要素を検討します。評価モデルは定期的に、観察可能な市場価格との比較、代替可能なモデルとの比較、リスク耐性の分析により市場環境にあわせて調整されています。

上述のとおり債券、株式、為替、コモディティ市場において変化があれば、当社の将来の公正価値の見積りに影響を与え、トレーディング損益に影響を与える可能性があります。また、金融商品の満期日までの期間が長ければ長いほど、当該モデルの基礎となる仮定を含む客観的な市場データが得にくくなることから、当社の公正価値の見積りはより主観的になる可能性があります。

信用リスクの集中

信用リスクの集中は、トレーディング業務、証券金融取引および引受業務から生じる場合があります。また政治的・経済的な要因の変化によって影響を受けることがあります。当社の信用リスクは、日本国政府、米国政府、EU加盟各国政府およびその地方自治体、政府系機関が発行した債券に対して集中しております。こうした集中は一般に、トレーディング目的有価証券の保有により発生しており、連結貸借対照表上トレーディング資産に計上されています。担保差入有価証券を含む政府、地方自治体および政府系機関の債券が当社の総資産に占める割合は、当第1四半期連結会計期間末25%、前連結会計年度末21%、となっております。次の表は、こうした政府、地方自治体および政府系機関債関連のトレーディング資産の地域別残高内訳を示しております。デリバティブ取引の信用リスクの集中については、「注記4 デリバティブ商品およびヘッジ活動」をご参照ください。

(単位：十億円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)				
	日本	米国	欧州	その他	合計 (1)
政府債・地方債および政府系機関債	4,344	1,526	2,231	308	8,409

(単位：十億円)

	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)				
	日本	米国	欧州	その他	合計 (1)
政府債・地方債および政府系機関債	2,756	1,635	2,270	232	6,893

(1) 上記金額のほかに、その他の資産—トレーディング目的以外の負債証券に国債・地方債・政府系機関債が当第1四半期連結会計期間末に252十億円、前連結会計年度末に187十億円含まれております。これらの大部分は日本における国債・地方債・政府系機関債で構成されております。

公正価値の階層

公正価値で測定された全ての金融商品（公正価値オプションの適用により公正価値で測定された金融商品を含む）はその測定に使用された基礎データの透明度によって3段階のレベルに分類されます。金融商品は、公正価値算定に当たり有意なデータのうち最も低いレベルによって分類されます。以下のように3段階のレベルに公正価値評価の階層は規定されており、レベル1は、最も透明性の高いデータを有し、レベル3は最も透明性の低いデータを有しております。

レベル1

測定日現在の、当社が取引可能な活発な市場における個別の資産や負債の未調整の取引価格。

レベル2

活発でない市場における取引価格、または直接・間接を問わず観察可能な他のデータで調整された取引価格。観察可能なデータを使用する評価方法は、金融商品の価格付けに市場参加者により使用される仮定を反映しており、測定日において独立した市場ソースから入手したデータに基づいております。

レベル3

金融商品の公正価値測定に有意な観察不能なデータ。観察不能なデータを用いた評価方法は、類似の金融資産を他の市場参加者が評価する際に使用するであろうと当社が仮定する見積り、および測定日における利用可能な最善の情報に基づいて計算されます。

市場で観察可能なデータの利用可能性は、商品によって異なり、種々の要素の影響を受ける可能性があります。以下に限りませんが、有意な要素には、特に商品がカスタマイズされたものである場合には市場における類似の商品の普及度、例えば新商品であるかまたは比較的成熟しているかどうかというような市場での商品の様態、例えば現在のデータが取得できる頻度および量などの市場から得られる情報の信頼性などが含まれます。市場が著しく変動している期間は、利用可能な観察可能なデータが減少する場合があります。そのような環境の下では、金融商品は公正価値評価の階層の下位レベルに再分類される可能性があります。

金融商品の分類を決定するのに用いる重要な判断には、商品が取引される市場の性質や商品が内包するリスク、市場データの種類と流動性、および類似商品で観察された取引の性質が含まれます。

評価モデルに市場においてあまり観察可能でないデータあるいは観察不能なデータを使用する場合には、公正価値の決定過程には当社の重要な判断が含まれます。そのためレベル3の金融商品の評価は、レベル1やレベル2の金融商品の評価に比べてより多くの判断が含まれます。

市場が活発であるかどうかを当社が判断するための重要な基準には、取引数、他の市場参加者による価格決定の頻度、他の市場参加者間で取引される価格の多様性、および公表された情報の量などが用いられております。

次の表は、毎期経常的に公正価値評価される資産および負債の当第1四半期連結会計期間末および前連結会計年度末のレベル別の金額を示しています。

(単位：十億円)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)					
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	取引相手毎 および 現金担保と の相殺 (1)	当第1四半 期連結会計 期間末残高
資産：					
トレーディング資産					
およびプライベート・エクイティ投資 (2)					
エクイティ (3)	800	1,127	162	—	2,089
プライベート・エクイティ (3)	—	0	311	—	311
日本国債	4,102	—	—	—	4,102
日本地方債・政府系機関債	222	20	0	—	242
外国国債・地方債・政府系機関債	2,839	1,213	13	—	4,065
銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金	134	1,509	136	—	1,779
商業用不動産ローン担保証券 (CMBS)	—	137	22	—	159
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	—	1,247	3	—	1,250
モーゲージおよびその他のモーゲージ担保証券	—	35	171	—	206
債務担保証券 (CDO)	1	14	26	—	41
受益証券等	37	24	10	—	71
現物取引合計	8,135	5,326	854	—	14,315
デリバティブ取引 (4)					
エクイティ・デリバティブ	718	634	50	—	1,402
金利デリバティブ	4	15,096	191	—	15,291
信用デリバティブ	1	1,826	376	—	2,203
為替取引	0	1,251	30	—	1,281
商品デリバティブ	12	46	2	—	60
取引相手毎および現金担保との相殺	—	—	—	△ 18,150	△ 18,150
デリバティブ取引合計	735	18,853	649	△ 18,150	2,087
小計	8,870	24,179	1,503	△ 18,150	16,402
貸付金および受取債権 (5)	—	608	3	—	611
その他の資産	439	34	38	—	511
合計	9,309	24,821	1,544	△ 18,150	17,524
負債：					
トレーディング負債					
エクイティ	1,266	157	0	—	1,423
日本国債	1,538	—	—	—	1,538
外国国債・地方債・政府系機関債	2,277	384	—	—	2,661
銀行および事業会社の負債証券	—	283	—	—	283
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	—	2	—	—	2
モーゲージおよびその他のモーゲージ担保証券	—	1	—	—	1
現物取引合計	5,081	827	0	—	5,908
デリバティブ取引 (4)					
エクイティ・デリバティブ	808	860	19	—	1,687
金利デリバティブ	7	15,128	171	—	15,306
信用デリバティブ	1	1,738	415	—	2,154
為替取引	1	1,117	29	—	1,147
商品デリバティブ	12	45	2	—	59
取引相手毎および現金担保との相殺	—	—	—	△ 18,118	△ 18,118
デリバティブ取引合計	829	18,888	636	△ 18,118	2,235
小計	5,910	19,715	636	△ 18,118	8,143
短期借入 (6) (7)	—	110	6	—	116
支払債務および受入預金 (8)	—	0	△ 0	—	△ 0
長期借入 (6) (7) (9)	236	1,652	44	—	1,932
その他の負債	4	—	—	—	4
合計	6,150	21,477	686	△ 18,118	10,195

(単位：十億円)

前連結会計年度末 (平成22年3月31日)					
レベル 1	レベル 2	レベル 3	取引相手毎 および 現金担保と の相殺 (1)	前連結会計 年度末 残高	
資産：					
トレーディング資産					
およびプライベート・エクイティ投資 (2)					
エクイティ (3)	830	1,068	164	—	2,062
プライベート・エクイティ (3)	1	0	325	—	326
日本国債	2,650	—	—	—	2,650
日本地方債・政府系機関債	104	2	0	—	106
外国国債・地方債・政府系機関債	3,075	1,040	22	—	4,137
銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金	165	1,599	131	—	1,895
商業用不動産ローン担保証券 (CMBS)	—	110	27	—	137
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	0	1,015	4	—	1,019
モーゲージおよびその他のモーゲージ担保証券	—	47	117	—	164
債務担保証券 (CDO)	1	32	43	—	76
受益証券等	29	53	10	—	92
現物取引合計	6,855	4,966	843	—	12,664
デリバティブ取引 (4)					
エクイティ・デリバティブ	851	650	61	—	1,562
金利デリバティブ	3	11,849	172	—	12,024
信用デリバティブ	0	1,751	302	—	2,053
為替取引	—	701	14	—	715
商品デリバティブ	6	24	2	—	32
取引相手毎および現金担保との相殺	—	—	—	△ 14,350	△ 14,350
デリバティブ取引合計	860	14,975	551	△ 14,350	2,036
小計	7,715	19,941	1,394	△ 14,350	14,700
貸付金および受取債権 (5)	8	674	10	—	692
その他の資産	383	26	38	—	447
合計	8,106	20,641	1,442	△ 14,350	15,839
負債：					
トレーディング負債					
エクイティ	1,366	196	0	—	1,562
日本国債	1,616	—	—	—	1,616
外国国債・地方債・政府系機関債	2,334	426	—	—	2,760
銀行および事業会社の負債証券	—	257	0	—	257
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	—	2	—	—	2
現物取引合計	5,316	881	0	—	6,197
デリバティブ取引 (4)					
エクイティ・デリバティブ	941	790	29	—	1,760
金利デリバティブ	3	11,742	163	—	11,908
信用デリバティブ	0	1,660	360	—	2,020
為替取引	—	765	16	—	781
商品デリバティブ	5	25	2	—	32
取引相手毎および現金担保との相殺	—	—	—	△ 14,341	△ 14,341
デリバティブ取引合計	949	14,982	570	△ 14,341	2,160
小計	6,265	15,863	570	△ 14,341	8,357
短期借入 (6) (7)	—	101	9	—	110
支払債務および受入預金 (8)	—	0	0	—	0
長期借入 (6) (7) (9)	91	1,521	△ 127	—	1,485
その他の負債	3	3	—	—	6
合計	6,359	17,488	452	△ 14,341	9,958

- (1) デリバティブ資産および負債の取引相手毎の相殺額およびデリバティブ取引純額に対する現金担保の相殺額であります。
- (2) 公正価値が実務上の簡便法として1株当たり純資産価額で計算された事業体への投資を含んでおります。
- (3) 公正価値オプションを選択していなければ持分法を適用していたエクイティ投資を含んでおります。
- (4) デリバティブ取引の各区分には、複数のリスク区分を複合的に参照するデリバティブも含まれております。例えば金利デリバティブには、金利リスクや為替リスクの複合的なデリバティブや、期中償還率のようなその他のリスクも同時に参照するデリバティブが含まれております。信用デリバティブには、クレジット・デフォルト・スワップのほか債券を参照するデリバティブも含まれております。従来「その他のデリバティブ」に含まれていたデリバティブを当期より上記の要領に基づき区分しております。当期の開示様式にあわせて、過去の報告数値の組替を行っております。
- (5) 公正価値オプションを選択した貸付金を含んでおります。
- (6) 公正価値オプションを選択した仕組債等を含んでおります。
- (7) 区分処理されている発行済み仕組債の組込デリバティブ部分を含んでいるため、当社にとって評価益が評価損を上回る場合は当該部分が借入から控除されております。
- (8) 区分処理されている受入預金の組込デリバティブ部分を含んでいるため、当社にとって評価益が評価損を上回る場合は当該部分が受入預金から控除されております。
- (9) 売却取引ではなく金融取引として会計処理された担保付金融取引によって認識される負債を含んでおり、当該負債について公正価値オプションを選択しております。

主要な金融資産・金融負債の評価方法

金融資産・金融負債の公正価値評価額推定に当たって当社によって用いられた主要金融商品種別毎の評価方法、および公正価値階層帰属先決定にあたって有意となったデータは、以下の通りです。

エクイティ：エクイティは上場・非上場のエクイティ証券およびファンド投資を含みます。上場証券は取引の活発な市場における同一証券の取引価格が利用可能であればそれを用いて評価されます。そのような評価は市場慣行に即していなければならず、そのため適用できる場合はビッド価格・オファー価格もしくは仲値に基づきます。当社は、取引の活発な市場であるかどうかは、証券取引の量が十分にあるか、その取引頻度が高いかによって判断しております。これら証券がレベル1の階層に分類される場合、公正評価額の調整は行われません。これは当該銘柄において当社が多額の「ブロック」ポジションを保有しており、その全ポジションを取引価格にて処分することができないと見込まれる場合においても同様です。取引の不活発な市場で取引されている上場エクイティは、取引所価格に対し流動性、ビッド・オファー・スプレッドを反映させた価格にて評価され、レベル2に分類されます。非上場エクイティは後述のプライベート・エクイティ投資と同様の評価手法を用いて評価され、その公正価値推定にあたって当社独自の判断を含む為、通常レベル3に分類されます。ファンド投資については通常、実務上の簡便法として1株当たり純資産価額を用いて評価しております。毎日公表される1株当たり純資産価額を用いて評価されている、取引所で取引される投資信託証券はレベル1として分類されています。当社が運用会社に対し貸借対照表日当日あるいは相当の期間内で1株当たり純資産価額にて解約可能なファンド投資はレベル2として分類されます。当社が相当な期間内で解約することができない場合、あるいは解約可能かどうか不明な場合は、レベル3として分類されます。

プライベート・エクイティ投資：公正価値評価されている未上場プライベート・エクイティ投資の評価は、こうした投資については元来透明性のある価格があるわけではないため、当社独自の重要な判断が求められます。プライベート・エクイティ投資は当初は公正価値であると見積もられた取得価額で計上されます。第三者取引事例などで価格の変動が明らかな場合には、帳簿価額は調整されます。第三者取引が存在しない場合でも、予想される出口価格が帳簿価額と異なると判断された場合は、帳簿価額を調整することがあります。こうした決定に際しては、投資先から生じる予測将来キャッシュ・フローを加重平均資本コストにより割り引いた値に基づく内部評価モデル、またはEV/EBITDAや株価収益率、株価潜在価値比率や当社の財務諸表中の数値と比較可能な他社の価格との関係に基づいて計算された多様な評価などを用いた、評価比較可能な市場データに基づくマルチプル法を使用します。可能

な場合にこれらの評価は、予算または見積もりと対比した会社や資産にかかる営業キャッシュ・フローおよび財務業績、類似の公開企業の株価や利益数値、業種または地域内の傾向およびその投資に関連する特定の権利または条件（例えば転換条項や残余財産分配優先権）と比較されます。プライベート・エクイティ投資は通常レベル3に分類されます。

国債、地方債ならびに政府系機関債：日本を含むG7の政府の発行する国債は取引所価格、ブローカーやディーラー気配、あるいはこれらに代替し得る価格情報を用いて評価されています。これらの証券は活発な取引のある市場にて取引されているものとみなされ、したがって公正価値階層においてはレベル1に分類されており、G7以外の政府が発行する国債、また政府系機関債および地方債についてはG7国債同様の価格情報を用いて評価されていますが、これら債券が取引されるマーケットが活発な取引のある市場の条件を満たさないと考えられる為、通常レベル2に分類されています。一部のG7以外の政府が発行する証券については、活発な取引のある市場にて取引され、レベル1に分類するに足る十分な情報が流動性のある取引所や複数の情報源に存在するため、レベル1に分類されることもあります。一部の証券については、取引が散発的にしか行われず、情報が不足していることから、レベル3に分類されています。

事業会社の負債証券：事業会社の負債証券の評価については、主として内部モデルが用いられております。内部モデル評価に用いられるデータには、当該証券あるいは類似証券の取引価格や直近の取引事例、利回り曲線、アセット・スワップ・スプレッド、クレジット・デフォルト・スプレッドが含まれます。これらモデルに用いられるデータは通常観察可能であることから、多くの事業会社の負債証券がレベル2に分類されています。一部の事業会社の負債証券はレベル1に分類されることがあります。なぜなら、活発な取引のある市場にて取引され、流動性のある取引所や複数の情報源からの十分な情報があり、当該商品进行评估するための未調整の取引価格によって評価されているからです。一部証券においては、取引が散発的でありかつレベル2に分類するには価格情報が不足していることから、レベル3に分類されることがあります。

商業不動産ローン担保証券(CMBS)/住宅不動産ローン担保証券(RMBS)：CMBSおよびRMBSの公正価値評価は取引所価格、最近の市場取引または比較可能な市場指数を参照して推定されています。CMBSおよびRMBSは、全ての有意なデータが観察可能であればレベル2に分類されます。一部資産クラスについては、直接的な価格データソースあるいは比較可能な指数が存在しないことから、複数の指数を組み合わせることで評価がなされています。これらの証券はレベル3として分類されています。

モーゲージおよびその他のモーゲージ担保証券：その他のモーゲージ担保証券の公正価値評価は取引所価格、最近の市場取引または比較可能な市場指数を参照して推定されています。有意なデータが観察可能である場合、当該証券はレベル2に分類されます。一部の証券は直接的な価格のソースや比較可能な証券や指標が利用できません。そのような証券はレベル3に分類されます。

債務担保証券(CDO)：CDOは、取引所価格が存在しない場合内部モデルを用いて評価されます。内部モデルを用いるに当たって使用するデータの主なものに、それぞれの信用格付の市場スプレッドデータ、期中償還率、回収率およびデフォルト確率があります。これら使用データの一部が観察不能な場合には、一部のCDOはレベル3に分類されています。

受益証券その他：受益証券は通常1株当たり純資産価額を用いて評価されます。日々公表されている1株当たり純資産価額で評価されている上場投資信託はレベル1として分類されています。市場で取引されていない投資について、これに該当しないが、当社が投信運用会社に対し貸借対照表日現在の1株当たり純資産価額で当日あるいは

相当期間内に解約し得る場合、その投信はレベル2として分類されます。当社が相当期間内に解約できないあるいは解約可能かどうか不明な場合は、レベル3に分類されます。

デリバティブ：上場デリバティブは通常取引所価格をそのまま調整せず使って評価されており、したがってレベル1に分類されています。取引所価格取得タイミングのずれ等の理由から取引所価格を使わないケースにおいては、レベル2となります。店頭(OTC)デリバティブは内部モデルを用い、利用可能な市場取引情報やその他の市場情報を極力参照して評価されます。利用される市場情報としては、市場価格情報、市場で成立した取引価格へのモデル調整、ブローカーやディーラー気配、または許容可能な価格透明性を持った代替的な価格情報ソース等があります。評価手法には予想キャッシュ・フローの現在価値単純割引算定法、ブラック・ショールズ・モデル式、モンテカルロ・シミュレーション法等があります。プレーン・バニラの前ワード、スワップ、オプション等、流動性のある市場で取引されるOTCデリバティブについては、内部モデルに利用されるデータが概ね検証可能であり、内部モデルの選定に当たっても、特に当社による重要な判断を必要とせずほぼ自動的にモデルが決定されます。全ての有意な使用データが市場データによって裏付けられる場合、店頭デリバティブはレベル2に分類されます。相関係数や長期ボラティリティ、クレジット・カーブやその他有意な観察不能なデータを用いてモデル評価されたOTCデリバティブはレベル3に分類されます。当社によってレベル3に分類されたOTCデリバティブの具体的な事例には、エキゾチック金利デリバティブ、エキゾチック為替デリバティブ、エキゾチック・エクイティ・デリバティブ、また金利、為替、エクイティ・リスクを複合したエキゾチック・デリバティブおよび長期またはエキゾチックなクレジット・デリバティブが含まれます。モデル評価に際しては、市場価格へのモデル調整の他、ビッド・オファー、流動性およびデリバティブ資産にかかる取引相手のクレジット・リスクならびにデリバティブ負債にかかる当社の信用度の双方に関するクレジット・リスク等の要素を織り込む為の評価調整が行われます。

貸付金：貸付金ならびにローン・コミットメントの評価もまた、取引価格等が通常利用できないことから、主として事業会社の負債証券と同様のデータを使った内部モデルが用いられております。これら使用データの多くが観察可能である場合には、通常貸付金はレベル2として分類されますが、一部ローンについては取引が散発的であることと、レベル2に分類するに必要とされる情報が比較可能な貸付金から得られないことから、レベル3に分類されることがあります。

短期および長期借入(仕組債)：仕組債とは、当社によって発行された債券で、投資家に対し、単純な固定あるいは変動金利に変えて、株または株価指数、商品相場、為替レート、第三者の信用格付、またはより複雑な金利等の変数によって決定されるリターンが支払われるという特徴が組み込まれたものを指します。仕組債の公正価値は、もしも活発な取引のある当該債務市場の取引価格があればそれを優先的に用い、それが無い場合、同等債務が資産として取引された場合における取引価格、類似債務の取引価格、類似債務が資産として取引された場合における取引価格、当社が評価日現在において同等の債務を移転するに当たって支払うあるいは同等の債務を新規に負った場合受け取ると予想される価格等を用いる複合的な評価手法を用いて評価を行っています。仕組債の公正価値は、当社の自社クレジットを反映するための調整を含んでおります。この調整は仕組債が発行され取引される市場ごとに異なる場合があります。仕組債は観察不能なデータが評価額に対し有意な影響をもたらさない限り、通常レベル2として分類されます。観察不能なデータが有意な場合、レベル3として分類されます。

担保付資金調達取引：担保付資金調達取引により認識される負債は金融資産移転取引が売却会計処理の要件を満たさず、当該取引が担保付資金調達として会計処理される場合に認識されます。この債務は、連結貸借対照表上に残存する移転された金融商品に適用された評価手法と同様の手法を用いて評価されます。したがって公正価値評価階層も、当該資産と同じレベルに分類されます。当社はこれらの債務に対して一般的な遡及義務を負わないことから、評価に当たっては当社自社クレジットを反映させる評価調整は行いません。

レベル3金融資産・金融負債

レベル3の金融資産と金融負債は、市場で観察不能なデータが公正価値算定に有意な影響を与える金融商品で成り立っております。金融商品は、公正価値算定にあたり有意なデータのうち最も低いレベルによって分類されます。結果として、公正価値がレベル1のデータ、レベル2のデータならびにレベル3のデータを使用して算定されている金融商品は、評価が少なくとも一つの有意な観察不能なデータに大きく影響を受けている場合にはレベル3に分類されます。

レベル3の金融資産と金融負債は多くの場合、レベル1または2の金融商品によってリスクヘッジされております。以下の表の損益はこうしたヘッジ資産負債の損益を含んでいません。また、レベル3の金融資産と金融負債の公正価値は、市場で観察不能なデータと観察可能なデータの両方を使用して算定されます。したがって、以下の表は観察不能なデータの変動による損益と観察可能なデータの変動による損益の両方が反映されております。

本注記中の前第1四半期連結累計期間に関する表は、当社が平成22年3月期に適用した編纂書820の一部の改訂以前の開示方法に準拠しております。

次の表は、每期経常的に公正価値評価されるレベル3の資産および負債の前第1四半期連結累計期間および当第1四半期連結累計期間の損益と推移を示しております。

(単位：十億円)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)									
実現および未実現損益合計									
前第1 四半期 連結 累計期間 期首残高	トレー ディ ング 損益	投資持分 証券関連 損益等(1)	プライ ベ ート・エ クイ ティ 投資関連 損益	金融収益/ 金融費用	実現 および 未実現 損益 合計	購入(発 行)/売却 (償還) 、 および現 金の授受 (2)	レベル3 への/から の移動(4)	前第1 四半期 連結 累計期間 期末残高	
資産：									
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資									
エクイティ	284	△ 36	—	—	△ 0	△ 36	77	3	328
プライベート・エクイティ	322	—	—	△ 4	—	△ 4	15	—	333
日本地方債・政府系機関債	0	—	—	—	—	—	0	—	0
外国国債・地方債・政府系機関債	34	2	—	—	—	2	0	5	41
銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金	485	△ 6	—	—	0	△ 6	△ 179	△ 28	272
商業用不動産ローン担保証券(CMBS)	12	0	—	—	—	0	△ 3	—	9
住宅用不動産ローン担保証券(RMBS)	12	0	—	—	—	0	1	—	13
モーゲージおよびその他のモーゲージ担保証券	234	△ 3	—	—	—	△ 3	△ 34	—	197
債務担保証券 (CDO)	17	0	—	—	—	0	3	—	20
受益証券等	5	1	—	—	—	1	△ 4	—	2
デリバティブ取引 (純額)	267	△ 37	—	—	—	△ 37	△ 131	△ 6	93
小計	1,672	△ 79	—	△ 4	0	△ 83	△ 255	△ 26	1,308
貸付金および受取債権	4	0	—	—	—	0	△ 0	—	4
その他の資産	50	△ 0	0	—	—	△ 0	△ 0	△ 1	49
合計	1,726	△ 79	0	△ 4	0	△ 83	△ 255	△ 27	1,361
負債：									
トレーディング負債									
エクイティ	1	0	—	—	—	0	△ 0	△ 1	0
小計	1	0	—	—	—	0	△ 0	△ 1	0
短期借入	8	6	—	—	—	6	△ 1	0	1
支払債務および受入預金	△ 1	△ 0	—	—	—	△ 0	—	—	△ 1
長期借入	△ 81	23	—	—	—	23	140	△ 2	34
合計	△ 73	29	—	—	—	29	139	△ 3	34

(単位：十億円)

当第1四半期連結累計期間
(自 平成22年4月1日
至 平成22年6月30日)

実現および未実現損益合計

	当第1 四半期 連結 累計期間 期首残高	トレー ディ ング 損益	投資持分 証券関連 損益等(1)	プライベ ート・エ クイティ 投資関連 損益	金融収益/ 金融費用	実現 および 未実現 損益 合計	購入(発 行)/売却 (償還) 、 および現 金の授受 (2)(3)	レベル3 への/から の移動(4)	当第1 四半期 連結 累計期間 期末残高
資産：									
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資									
エクイティ	164	△ 1	—	—	△ 0	△ 1	△ 4	3	162
プライベート・エクイティ	325	—	—	△ 1	0	△ 1	△ 13	—	311
日本地方債・政府系機関債	0	△ 0	—	—	—	△ 0	0	—	0
外国国債・地方債・政府系機関債	22	△ 0	—	—	—	△ 0	△ 3	△ 6	13
銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金	131	0	—	—	0	0	2	3	136
商業用不動産ローン担保証券(CMBS)	27	0	—	—	—	0	△ 1	△ 4	22
住宅用不動産ローン担保証券(RMBS)	4	0	—	—	—	0	△ 1	—	3
モーゲージおよびその他のモーゲージ担保証券	117	△ 3	—	—	—	△ 3	55	2	171
債務担保証券 (CDO)	43	0	—	—	—	0	△ 17	0	26
受益証券等	10	0	—	—	—	0	△ 0	—	10
現物取引合計	843	△ 4	—	△ 1	△ 0	△ 5	18	△ 2	854
デリバティブ取引(純額)(5)									
エクイティ・デリバティブ	32	△ 1	—	—	—	△ 1	△ 1	1	31
金利デリバティブ	9	18	—	—	—	18	8	△ 15	20
信用デリバティブ	△ 58	2	—	—	—	2	19	△ 2	△ 39
為替取引	△ 2	△ 2	—	—	—	△ 2	3	2	1
商品デリバティブ	△ 0	1	—	—	—	1	△ 1	△ 0	0
デリバティブ取引(純額)合計	△ 19	18	—	—	—	18	28	△ 14	13
小計	824	14	—	△ 1	△ 0	13	46	△ 16	867
貸付金および受取債権	10	△ 0	—	—	—	△ 0	△ 1	△ 6	3
その他の資産	38	—	△ 0	—	—	△ 0	△ 0	△ 0	38
合計	872	14	△ 0	△ 1	△ 0	13	45	△ 22	908
負債：									
トレーディング負債									
エクイティ	0	—	—	—	—	—	0	—	0
銀行および事業会社の負債証券	0	—	—	—	—	—	△ 0	—	—
小計	0	—	—	—	—	—	△ 0	—	0
短期借入	9	1	—	—	—	1	△ 6	4	6
支払債務および受入預金	0	0	—	—	—	0	△ 0	—	△ 0
長期借入	△ 127	66	—	—	—	66	244	△ 7	44
合計	△ 118	67	—	—	—	67	238	△ 3	50

- (1) 四半期連結損益計算書の収益—その他および金融費用以外の費用—その他に計上されているものを含まず。
- (2) 外国為替の変動による影響を含まず。
- (3) ASU2009-17およびASU2009-16により改訂された編纂書810の適用による影響を含んでおります。
- (4) 「レベル3への / からの移動」は、資産および負債がレベル3から他のレベルに移動した四半期および他のレベルからレベル3に移動した四半期の期首現在の公正価値で記載されております。従って資産および負債が他のレベルからレベル3に移動した場合、表に当該四半期の損益は含まれ、資産および負債がレベル3から他のレベルに移動した場合、表に当該四半期の損益は含まれません。
- (5) デリバティブ取引の各区分には、複数のリスク区分を複合的に参照するデリバティブも含まれております。例えば金利デリバティブには、金利リスクや為替リスクの複合的なデリバティブや、期中償還率のようなその他のリスクも同時に参照するデリバティブが含まれております。信用デリバティブには、クレジット・デフォルト・スワップのほか債券を参照するデリバティブも含まれております。従来「その他のデリバティブ」に含まれていたデリバティブを当期より上記の要領に基づき区分しております。

階層間の重要な移動について

当社では資産負債があるレベルから他のレベルに移動した場合、移動した四半期の期首に移動が生じたものと仮定しております。レベル1とレベル2との間の当第1四半期連結累計期間における重要な移動はありません。レベル1およびレベル2とレベル3との間の当第1四半期連結累計期間における重要な移動はありません。

以下の表は当社がレベル別の金額のうちレベル3として分類し、四半期連結貸借対照表日現在で保有している金融資産および負債に関連する前第1四半期連結累計期間および当第1四半期連結累計期間の未実現損益であります。

(単位：十億円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)				
	トレーディング 損益	投資持分証券 関連損益等 (1)	プライベート ・エクイティ 投資 関連損益	金融収益/ 金融費用	未実現損益 合計
資産：					
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資					
エクイティ	6	—	—	△ 0	6
プライベート・エクイティ	—	—	△ 4	—	△ 4
外国国債・地方債・政府系機関債	△ 3	—	—	—	△ 3
銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金	53	—	—	—	53
商業用不動産ローン担保証券 (CMBS)	0	—	—	—	0
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	0	—	—	—	0
モーゲージおよびその他のモーゲージ担保証券	△ 5	—	—	—	△ 5
債務担保証券 (CDO)	0	—	—	—	0
受益証券等	1	—	—	—	1
デリバティブ取引 (純額)	△ 89	—	—	—	△ 89
小計	△ 37	—	△ 4	△ 0	△ 41
貸付金および受取債権	0	—	—	—	0
その他の資産	△ 0	0	—	—	△ 0
合計	△ 37	0	△ 4	△ 0	△ 41
負債：					
トレーディング負債					
エクイティ	0	—	—	—	0
小計	0	—	—	—	0
短期借入	△ 1	—	—	—	△ 1
支払債務および受入預金	△ 0	—	—	—	△ 0
長期借入	△ 13	—	—	—	△ 13
合計	△ 14	—	—	—	△ 14

(単位：十億円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)				
	トレーディング 損益	投資持分証券 関連損益等 (1)	プライベート ・エクイテ ィ投資 関連損益	金融収益/ 金融費用	未実現損益 合計
資産：					
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資					
エクイティ	△ 2	—	—	△ 0	△ 2
プライベート・エクイティ	—	—	△ 2	—	△ 2
日本地方債・政府系機関債	△ 0	—	—	—	△ 0
外国国債・地方債・政府系機関債	0	—	—	—	0
銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金	0	—	—	—	0
商業用不動産ローン担保証券 (CMBS)	0	—	—	—	0
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	0	—	—	—	0
モーゲージおよびその他のモーゲージ担保証券	△ 8	—	—	—	△ 8
債務担保証券 (CDO)	0	—	—	—	0
受益証券等	0	—	—	—	0
現物取引合計	△ 10	—	△ 2	△ 0	△ 12
デリバティブ取引 (純額) (2)					
エクイティ・デリバティブ	1	—	—	—	1
金利デリバティブ	5	—	—	—	5
信用デリバティブ	△ 5	—	—	—	△ 5
為替取引	△ 2	—	—	—	△ 2
商品デリバティブ	1	—	—	—	1
デリバティブ取引 (純額)合計	△ 0	—	—	—	△ 0
小計	△ 10	—	△ 2	△ 0	△ 12
貸付金および受取債権	△ 0	—	—	—	△ 0
その他の資産	—	△ 0	—	—	△ 0
合計	△ 10	△ 0	△ 2	△ 0	△ 12
負債：					
短期借入	1	—	—	—	1
支払債務および受入預金	0	—	—	—	0
長期借入	63	—	—	—	63
合計	64	—	—	—	64

(1) 四半期連結損益計算書の収益—その他および金融費用以外の費用—その他に計上されているものを含まず。

(2) デリバティブ取引の各区分には、複数のリスク区分を複合的に参照するデリバティブも含まれております。例えば金利デリバティブには、金利リスクや為替リスクの複合的なデリバティブや、期中償還率のようなその他のリスクも同時に参照するデリバティブが含まれております。信用デリバティブには、クレジット・デフォルト・スワップのほか債券を参照するデリバティブも含まれております。従来「その他のデリバティブ」に含まれていたデリバティブを当期より上記の要領に基づき区分しております。

当第1四半期連結会計期間末において市場環境は改善いたしました。一部の資産は依然流動性が欠如しており、当社の金融商品の評価において有意となる一部のデータの観察可能性に影響を与えております。それらのデータは一部の為替の変動率、一部のクレジット・スプレッドを含みます。

上述のとおり、レベル3の金融資産負債の評価は、市場で観察できない一部の有意なデータによって決まります。取引が活発ではない市場の共通の特徴には、少ない金融商品の取引件数、直近のものでない取引価格提示、時間外もしくはマーケットメーカーの提示値では相当価格が異なっている市場での取引価格、少ない公開情報などが含まれます。観察不能なデータには、デリバティブ取引ではボラティリティ・リスクや相関リスク、信用に関連する商品や貸付金ではリファイナンスに必要な期間や回収率、資産担保証券化商品では担保価値に影響を及ぼすマクロ経済環境などが含まれております。

仮にレベル3の金融商品の評価に確定的な根拠が利用できない場合は、公正価値は市場にある他の同等の商品を参考として計算されます。特定のレベル3の金融商品とベンチマークに適用される金融商品の相関は、観察不能なデータとして考えられます。市場で観察不能なデータを適切に評価するために使われるその他の手法では、同業者間の価格のコンセンサスデータ、過去のトレンド、観察可能な市場データからの推定、他の市場参加者が同種の商品の評価に使用する他の情報を考慮します。

上述した不確実性により、レベル3の金融商品の公正価値には幅があると考えられます。こうした金融商品の個別の評価は、当社が定めた評価方針および手続きに則り、市場環境一般に対する経営判断に基づいて行われます。合理的に考えられる代替的な仮定をレベル3の金融商品の評価に用いた場合には、公正価値に大きな影響が生じることになります。

前述のとおり、レベル3の金融資産負債は多くの場合レベル1またはレベル2の金融商品によってヘッジされております。当第1四半期連結累計期間におけるレベル3の資産から生じた損益は、当社の流動性と資金調達の管理に重要な影響を与えませんでした。

資産の評価が市場全体のセンチメント、信用、金利、為替、相関リスクを含むがこれらに限定されるわけではなく様々な要素により変動することに伴い、現在の評価額は市場の状況が悪化した場合、下落することがあり得ます。一方、状況が改善した場合レベル3資産の評価が改善することが予想されます。

1株当たりの純資産価額を計算する事業体への投資

通常の営業活動の中で当社は、投資会社の定義に該当するもしくは類似する非連結の事業体でありながら容易に確定し得る公正価値を有しない事業体に投資しております。それらの投資の一部は実務上の簡便法として公正価値を1株当たり純資産価額で算定しております。それらの投資のいくつかは換金時に1株当たり純資産価額とは異なる価格で換金されます。

次の表は、1株当たり純資産価額が計算または開示されているそれらの投資に関する当第1四半期連結会計期間末および前連結会計年度末の情報を、ビジネスの性質やリスクによって主要なカテゴリー別に示しております。

(単位：十億円)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)				
公正価値(1)	コミットメント残高(2)	償還頻度(3) (現在償還可能なもののみ)	償還通知時期(4)	
ヘッジファンド	127	0	週次・月次	前日-90日
ベンチャーキャピタル	2	0	—	—
プライベート・エクイティ・ファンド	55	21	四半期	30日
リアル・エステート・ファンド	12	14	—	—
合計	196	35		

(単位：十億円)

前連結会計年度末 (平成22年3月31日)				
公正価値(1)	コミットメント残高(2)	償還頻度(3) (現在償還可能なもののみ)	償還通知時期(4)	
ヘッジファンド	156	1	週次・月次	前日-90日
ベンチャーキャピタル	2	0	—	—
プライベート・エクイティ・ファンド	59	24	四半期	30日
リアル・エステート・ファンド	12	14	—	—
合計	229	39		

- (1) 公正価値は通常、実務上の簡便法として1株当たり純資産価額を用いて定められております。
- (2) 投資先に当社が支払わなくてはならない契約上のコミットメント残高を示しております。
- (3) 当社が投資の繰上償還等を受けられる頻度を示しております。
- (4) 償還が可能になる前に義務付けられている通知の時期を示しております。

ヘッジファンド:

このカテゴリーには、様々な資産クラスに亘ったファンドに投資するファンド・オブ・ファンズを含みます。当社はこうしたヘッジファンドにリンクする仕組債を発行するビジネスなどを行っており、こうしたケースでは結果としてリスクの多くがパス・スルーされています。このカテゴリーの投資の公正価値は1株当たり純資産価額を通常用いて見積もられております。大部分のファンドは6ヶ月以内に償還することができますが、契約上の理由、流動性および償還制限などのため6ヶ月以内に償還することができないファンドもあります。償還停止中あるいは清算中のファンドには第三者への譲渡に制限が設けられているものが含まれており、償還時期については見積もることはできません。

ベンチャーキャピタル:

このカテゴリーは、主にスタートアップのファンドを含んでおります。このカテゴリーへの投資の公正価値は1株当たり純資産価額を通常用いて見積もられております。大部分のファンドは6ヶ月以内に償還することができません。償還停止中あるいは清算中のファンドの償還時期については見積もることはできません。これらのファンドには第三者への譲渡に制限が設けられているものが含まれております。

プライベート・エクイティ・ファンド:

これらのファンドはヨーロッパ、アメリカ、日本の様々な業界に投資をしております。このカテゴリーの一部の投資の公正価値は1株当たり純資産価額を用いて見積もられております。それらのファンドの多くは中途償還に制限が課されています。これらのファンドには第三者への譲渡に制限が設けられているものが含まれております。

リアル・エステート・ファンド:

このカテゴリーは、商業用不動産やその他の不動産への投資を含んでおります。このカテゴリーの投資の公正価値は1株当たり純資産価額を通常用いて見積もられております。それらのファンドの多くは中途償還に制限が課されています。これらのファンドには第三者への譲渡に制限が設けられているものが含まれております。

金融商品の公正価値オプション

当社は編纂書815「デリバティブとヘッジ」（以下、「編纂書815」）および編纂書825「金融商品」（以下「編纂書825」）で容認された公正価値オプションを選択することにより公正価値で測定された特定の適格の金融資産と金融負債を有しております。当社が適格項目について公正価値オプションを選択した場合、当該項目の公正価値の変動は、連結損益計算書において認識されます。公正価値オプションの選択は通常、その商品に対する会計上の取り扱いを改定させる事象が生じた場合を除いて、変更することはできません。

当社が公正価値オプションを適用している主な金融資産と金融負債および適用趣旨は以下のとおりであります。

- ・公正価値ベースでリスク管理をしている貸付金。当社は、貸付金とリスク管理目的で取引しているデリバティブの価格変動によって生じる連結損益計算書上の変動を軽減するため、公正価値オプションを選択しております。
- ・公正価値オプションを選択していなければ持分法を適用していた投資で、恒久的に保有する目的ではなく、値上がり益や配当収入を得る目的で保有され、出口戦略を有する投資。当社はこれらの投資目的をより忠実に連結財務諸表に反映させるために公正価値オプションを選択しております。
- ・編纂書860の規定上、金融資産の譲渡が担保付金融取引として処理される金融負債。当社は、公正価値オプションを選択しない場合に生じる連結損益計算書上の変動を軽減する目的で、公正価値オプションを選択しております。当該取引に伴う金融資産については、当社のエクスポージャーが通常ないもしくはある場合も少額ではあるものの、連結貸借対照表に公正価値で計上され、公正価値の変動は連結損益計算書で認識されます。
- ・平成20年4月1日以後に発行されたすべての仕組債。仕組債および仕組債のリスク軽減目的で取引しているデリバティブの価格変動によって生じる連結損益計算書の変動を軽減することを主に目的として公正価値オプションを選択しております。また、同様の目的により連結変動持分事業体が発行した社債や平成20年4月1日以前に発行された一部の仕組債に対しても、公正価値オプションを選択しております。

公正価値オプションを適用した金融商品から生じる利息および配当金は、その商品の特性に応じて、市場価格の変動損益の一部となる場合は収益—トレーディング損益に、そうでない場合には金融収益または金融費用に計上されます。

以下の表は、前第1四半期連結累計期間および当第1四半期連結累計期間において、公正価値オプションを使って公正価値で測定されている金融商品の公正価値変動による損益を表示しております。

	(単位：十億円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
	トレーディング損益	トレーディング損益
資産：		
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資 (1)		
トレーディング資産	△ 0	△ 0
プライベート・エクイティ	—	△ 0
貸付金および受取債権	0	1
合計	<u>△ 0</u>	<u>1</u>
負債：		
短期借入 (2)	△ 4	4
長期借入 (2) (3)	△ 28	27
合計	<u>△ 32</u>	<u>31</u>

- (1) 公正価値オプションを選択していなければ持分法を適用していたエクイティ投資を含んでおります。
- (2) 公正価値オプションを選択した仕組債とその他の金融負債等を含んでおります。
- (3) 金融資産の移転が譲渡に該当しないため、担保付金融取引として取り扱われることに伴い認識される負債を含んでおります。

当社は普通株式への出資比率が45.5%である株式会社足利ホールディングスへの投資に対して公正価値オプションを適用し、連結財務諸表上トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資—プライベート・エクイティ投資に含めております。

当社は公正価値オプションを適用した一部の金融負債に対する自社クレジットの変化による影響額を、観察可能な自社クレジット・スプレッドの変動を反映したレートで将来キャッシュ・フローを割り引くことにより計算しております。公正価値オプションを適用した金融負債に関して、自社クレジットの変化に起因する前第1四半期連結累計期間の損益は、主にクレジット・スプレッドの縮小により23十億円の損失、当第1四半期連結累計期間の損益は、主にクレジット・スプレッドの拡大により9十億円の収益となりました。

また、公正価値オプションを適用した金融資産の商品固有の信用リスクに関しては、重要な影響はありませんでした。

公正価値オプションを選択した貸付金および受取債権のうち、契約上元本が保証されている未回収元本総額の公正価値は、その未回収元本総額に対して、当第1四半期連結会計期間では1十億円上回っており、また、公正価値オプションを選択した長期借入のうち、契約上元本を保証している未償還元本総額の公正価値は、その未償還元本総額を4十億円下回っております。公正価値オプションを選択した貸付金および受取債権に関して、90日以上延滞が生じたものはありませんでした。公正価値オプションを選択した貸付金および受取債権のうち、契約上元本が保証されている未回収元本総額の公正価値は、その未回収元本総額に対して、前連結会計年度末では1十億円上回っており、また、公正価値オプションを選択した長期借入のうち、契約上元本を保証している未償還元本総額の公正価値は、その未償還元本総額を6十億円下回っております。公正価値オプションを選択した貸付金および受取債権に関して、90日以上延滞が生じたものはありませんでした。

非経常的に公正価値評価される資産および負債

上述の毎期経常的に公正価値評価される金融資産および負債に加えて、当社は毎期経常的には公正価値評価されない資産および負債を有し、主に公正価値以外の方法で計測され、公正価値は減損額を認識するなど特定の場合一のみ用いられます。

見積公正価値

公正価値に近似する契約額で計上された資産には、現金および現金同等物、定期預金、取引所預託金およびその他の顧客分別金、顧客に対する受取債権、顧客以外に対する受取債権、売戻条件付買入有価証券ならびに借入有価証券担保金が含まれております。公正価値に近似する契約額で計上された負債には、短期借入、顧客に対する支払債務、顧客以外に対する支払債務、受入銀行預金、買戻条件付売却有価証券、貸付有価証券担保金およびその他の担保付借入が含まれております。こうした金融商品は、基本的に1年以内に満期が到来するものであり、市場相場に近似した利率で付利されております。

貸付金

貸付金は公正価値オプションが選択され公正価値で評価されたものを除いて、通常当社が組成した貸付金に関する繰延収益および費用、購入した貸付金に関する未償却プレミアムもしくはディスカウント、控除されるべき貸倒引当金等の控除により調整された価額によって測定されております。貸付金の公正価値は、貸付金の特性に基づき推計されております。取引所価格が利用可能な場合には当該市場価格を見積公正価値としております。

下記に示した表では、貸付金の帳簿価額と公正価値または見積公正価値を表示しております。帳簿価額は貸倒引当金を控除した後の金額です。

	(単位：十億円)			
	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
貸付金	1,223	1,216	1,306	1,299

長期借入

長期借入については、仕組債を含む一部の金融商品は公正価値オプションに基づき公正価値で計上されております。当該金融商品を除く長期借入は、公正価値ヘッジによるヘッジ対象とならない限り、借入金額で計上されております。長期借入の見積公正価値は利用可能な場合には取引所価格を用いることにより、または将来のキャッシュ・フローを割り引くことにより推計しております。

下記に示した表では、長期借入の帳簿価額と公正価値または見積公正価値を表示しております。

	(単位：十億円)			
	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
長期借入	7,753	7,545	7,199	6,984

4 デリバティブ商品およびヘッジ活動：

トレーディング目的のデリバティブ

通常の営業活動の中で当社は、顧客ニーズの充足のためもしくは当社のトレーディング目的のためまたは金利・為替相場・有価証券の市場価格等の不利な変動により当社に生じる損失発生リスクの低減のため、デリバティブ金融商品の取引を行っております。当該デリバティブ金融商品には、金利支払の交換、通貨の交換、または将来の特定日に特定条件で行う有価証券およびその他金融商品の売買等の契約が含まれております。

当社は、通常のトレーディング活動の一環として、また一部のトレーディング目的以外の資産および負債の市場リスク管理を目的として、有価証券、外貨、金利およびその他資本市場商品にかかる先物、先渡、オプションおよびスワップ取引を含むさまざまなデリバティブ金融商品取引を行っております。

当社は、多様なデリバティブ金融商品において積極的にトレーディング業務を行っております。当社のトレーディングは、大部分が顧客ニーズに応えるものであります。当社は、証券市場において顧客の特定の金融ニーズと投資家の需要を結びつける手段として多様なデリバティブ金融商品を活用しております。また当社は、顧客が市場変化に合わせてそのリスク特性を調整することが可能となるよう、有価証券およびさまざまなデリバティブのトレーディングを積極的に行っております。こうした活動を行うにあたり当社は、資本市場商品の在庫を保有するとともに、他のマーケットメーカーへの売買価格の提示および他のマーケットメーカーとのトレーディングにより、市場において流動性を継続的に確保しております。こうした活動は、顧客に有価証券およびその他の資本市場商品を競争力のある価格で提供するために不可欠なものであります。

先物および先渡取引は、有価証券、外貨またはその他資本市場商品を将来の特定の日々に特定の価格で購入または売却する契約であり、差金授受または現物受渡により決済が行われるものであります。外国為替取引は、直物、先渡取引を含み、契約当事者が合意した為替レートでの二つの通貨の交換を伴うものであります。取引相手が取引契約上の義務を履行できない可能性および市場価格の変動からリスクが発生します。先物取引は規制された取引所を通じて行われ、当該取引所が取引の決済および取引相手の契約履行の保証を行うこととなります。したがって、先物取引にかかる信用リスクはごくわずかであると考えられます。対照的に先渡取引は、一般的に二人の当事者が相対で取り決めるものであるため、該当する取引相手の契約履行の有無に影響されることとなります。

オプション取引は、オプション料の支払を対価として、買い手に対し特定の期間または特定の日々に特定の価格で金融商品をオプションの売り手から購入するかまたは当該売り手に売却する権利を付与する契約であります。オプションの売り手は、オプション料を受領し、当該オプションの原商品である金融商品の市場価格が不利な変動をずるリスクを引き受けることとなります。

スワップ取引は、合意内容に基づいて二人の当事者が将来の特定の日々に一定のキャッシュ・フローを交換することに同意する契約であります。契約によっては、金利と外貨とが組み合わされたスワップ取引になる場合もあります。スワップ取引には、取引相手が債務不履行の場合に損失を被るという信用リスクが伴っております。

こうしたデリバティブ金融商品により、当社が保有する金融商品または有価証券ポジションが経済的にヘッジされている場合には、総合的にみた当社の損失リスクは全面的にまたは部分的に軽減されることとなります。

当社は、デリバティブ金融商品の利用から生じる市場リスクを、ポジション制限、監視手続、多様な金融商品において相殺的なもしくは新たなポジションを保有する等のヘッジ戦略を含むさまざまな管理方針および手続により最小限にするよう努めております。こうした金融商品にかかる信用リスクの管理は、与信審査、リスク上限の設定および監視手続によって行われております。また、債務不履行時のリスクを低減させる目的で、一定のデリバティブ取引について主に現金や国債等の担保を徴求しております。当社は、経済的観点から関連する担保を考慮した上で債務不履行時のリスクの評価を行っております。さらに当社は、通常それぞれの取引相手と国際スワップ・デリバティブズ協会のマスター契約あるいはそれと同等の内容の契約（以下「マスター・ネットィング契約」）を交わしております。マスター・ネットィング契約により、倒産時の相殺権が付与され、これらの取引から生じる信用リスクを軽減させます。これらの契約により、場合によって、当社が店頭デリバティブ金融商品を取引する際に生じる未実現損益の額を編纂書210-20「オフセティング」に従い取引相手ごとに純額表示することおよび現金担保と相殺表示することが可能となります。

当第1四半期連結会計期間末において、当社はデリバティブ負債に対する支払現金担保を773十億円相殺し、デリバティブ資産に対する受取現金担保を804十億円相殺いたしました。前連結会計年度末において当社はデリバティブ負債に対する支払現金担保を640十億円相殺し、デリバティブ資産に対する受取現金担保を649十億円相殺しました。

トレーディング目的以外のデリバティブ

当社がトレーディング目的以外でデリバティブを利用する主な目的は、発行済みの負債証券などのトレーディング目的以外の特定の負債の市場リスク、為替リスクをもつ在外事業体に係る為替リスクを管理することであり、トレーディング目的以外に使用されるデリバティブ金融商品にかかる信用リスクはトレーディング目的に使用されるデリバティブ金融商品にかかる信用リスクと同様の手法により管理統制されております。

公正価値ヘッジ-金利デリバティブ

当社は日本円もしくは外国通貨建ての固定ならびに変動金利債を発行しております。当社は通常の場合、発行社債にかかる固定金利の支払義務についてスワップ契約を締結することにより変動金利の支払義務に変換しております。当該スワップ契約の満期日はヘッジ対象となる債券の満期日に対応しております。

純投資ヘッジ

平成22年4月1日より、一部の重要な為替リスクをもつ在外事業体に対して、為替先物取引並びに外貨建長期負債を利用した為替ヘッジを行っており、これにヘッジ会計を適用しております。ヘッジ手段として指定されたデリバティブ取引およびデリバティブ取引以外の金融商品から発生する為替換算差額については、ヘッジが有効である部分につき、四半期連結包括利益計算書のその他の包括損益—為替換算調整額(税引後)に計上され、当該在外事業体を連結する際に発生する為替換算差額と相殺されております。

デリバティブの信用リスクの集中

次の表は、当社のOTCデリバティブ取引における信用リスクに関する金融機関への重要なエクスポージャーの集中について示したものであります。デリバティブ資産の公正価値の総額は、取引相手が契約条件に従った債務を履行できず、かつ受け入れている担保やその他の有価証券が無価値であったと仮定した場合に当社が被る最大限の損失を示しております。

(単位：十億円)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)			
デリバティブ資産の 公正価値の総額	マスター・ネットイン グ契約に基づく 取引相手毎の相殺額	デリバティブ取引純額 に対する 担保の相殺額	信用リスクに対する エクスポージャー純額
金融機関	15,955	△ 14,463	△ 759

(単位：十億円)

前連結会計年度末 (平成22年3月31日)			
デリバティブ資産の 公正価値の総額	マスター・ネットイン グ契約に基づく 取引相手毎の相殺額	デリバティブ取引純額 に対する 担保の相殺額	信用リスクに対する エクスポージャー純額
金融機関	12,340	△ 11,353	△ 594

デリバティブ活動

トレーディング目的のデリバティブは連結貸借対照表上、正の公正価値、負の公正価値を有しているかどうかに応じてトレーディング資産またはトレーディング負債に計上されております。主契約である負債から区分処理された組込デリバティブは契約の満期日に応じて短期借入または長期借入に計上されております。トレーディング目的以外のデリバティブ、すなわちヘッジ活動に関するデリバティブは正の公正価値、負の公正価値を有しているかどうかに応じてトレーディング資産またはトレーディング負債に計上されています。

次の表では、デリバティブの想定元本と公正価値により、当社のデリバティブ活動の規模を示しております。それぞれの金額は、取引相手毎のデリバティブ資産およびデリバティブ負債の相殺前、およびデリバティブ取引純額に対する現金担保の相殺前の金額となっております。

(単位：十億円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)			
	デリバティブ資産		デリバティブ負債	
	想定元本	公正価値	想定元本 (1)	公正価値 (1)
トレーディング目的のデリバティブ取引 (2)				
エクイティ・デリバティブ	14,685	1,402	14,232	1,604
金利デリバティブ	408,992	15,234	396,531	14,977
信用デリバティブ	36,595	2,203	38,293	2,153
為替取引	56,038	1,280	38,949	1,146
商品デリバティブ	459	60	492	60
合計	516,769	20,179	488,497	19,940
ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引				
金利デリバティブ	1,590	57	93	1
為替取引	46	1	—	—
合計	1,636	58	93	1
デリバティブ取引合計	518,405	20,237	488,590	19,941

(単位：十億円)

	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)			
	デリバティブ資産		デリバティブ負債	
	想定元本	公正価値	想定元本 (1)	公正価値 (1)
トレーディング目的のデリバティブ取引 (2)				
エクイティ・デリバティブ	19,070	1,562	18,391	1,681
金利デリバティブ	368,014	11,997	359,576	11,616
信用デリバティブ	33,611	2,053	36,103	2,020
為替取引	65,428	715	63,090	780
商品デリバティブ	387	32	338	32
合計	486,510	16,359	477,498	16,129
ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引				
金利デリバティブ	1,030	27	472	3
合計	1,030	27	472	3
デリバティブ取引合計	487,540	16,386	477,970	16,132

(1) 編纂書815に基づき区分処理された組込デリバティブの金額を含んでおります。

(2) デリバティブ取引の各区分には、複数のリスク区分を複合的に参照するデリバティブも含まれております。例えば金利デリバティブには、金利リスクや為替リスクの複合的なデリバティブや、期中償還率のようなその他のリスクも同時に参照するデリバティブが含まれております。信用デリバティブには、クレジット・デフォルト・スワップのほか債券を参照するデリバティブも含まれております。従来「その他のデリバティブ」に含まれていたデリバティブを当期より上記の要領に基づき区分してしております。当期の開示様式にあわせて、過去の報告数値の組替を行っております。

次の表は四半期連結損益計算書に含まれるデリバティブ関連の損益を表しております。

(単位：十億円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
	トレーディング損益	トレーディング損益
トレーディング目的のデリバティブ取引 (1) (2)		
エクイティ・デリバティブ	78	272
金利デリバティブ	76	△ 59
信用デリバティブ	△ 20	28
為替取引	20	△ 66
商品デリバティブ	0	△ 1
合計	154	174

(1) 組込デリバティブのトレーディング損益を含んでおります。

(2) デリバティブ取引の各区分には、複数のリスク区分を複合的に参照するデリバティブも含まれております。例えば金利デリバティブには、金利リスクや為替リスクの複合的なデリバティブや、期中償還率のようなその他のリスクも同時に参照するデリバティブが含まれております。信用デリバティブには、クレジット・デフォルト・スワップのほか債券を参照するデリバティブも含まれております。従来「その他のデリバティブ」に含まれていたデリバティブを当期より上記の要領に基づき区分してしております。当期の開示様式にあわせて、過去の報告数値の組替を行っております。

公正価値ヘッジ

	(単位：十億円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
	金融収益/金融費用	金融収益/金融費用
ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引		
金利デリバティブ	5	29
合計	5	29
ヘッジ対象の損益		
長期借入	△ 5	△ 29
合計	△ 5	△ 29

次の表は四半期連結包括利益計算書に含まれるヘッジ手段として指定されたデリバティブ取引およびデリバティブ取引以外の金融商品の損益を表しております。

純投資ヘッジ

	(単位：十億円)
	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
	その他の包括損益 (1)
為替取引	2
長期借入	8
合計	10

(1) ヘッジが有効な部分の損益を計上しております。

(2) ヘッジの非有効部分の損益およびヘッジの有効性評価から除外した部分は、四半期連結損益計算書の収益—その他に含まれております。当第1四半期連結累計期間には重要な損益はありませんでした。

信用リスクに関する偶発事象に関する要項を含んだデリバティブ

当社は信用リスクに関する偶発事象についての要項を含んだ店頭デリバティブやその他の契約を結んでいます。これらの契約は当社の長期信用格付けの引き下げといった信用リスクに関わる事象が発生した場合に追加担保やポジションの決済を求めることがあります。

当第1四半期連結会計期間末では、負債側に計上されている信用リスクに関する偶発事象要項を含んだデリバティブ商品の公正価値の総計は1,946十億円となり、957十億円の担保を差し入れております。当社の長期格付けが1ノッチ引き下げられた場合、追加担保の差入もしくは取引を決済するために求められる金額は52十億円です。前連結会計年度末の負債側に計上されている信用リスクに関する偶発事象要項を含んだデリバティブ商品の公正価値の総計は1,559十億円となり、848十億円の担保を差し入れております。当社の長期格付けが1ノッチ引き下げられた場合、追加担保の差入もしくは取引を決済するために求められる金額は29十億円です。

クレジット・デリバティブ

クレジット・デリバティブとは、その原商品の一つあるいは複数、ある特定（もしくは複数）の参照企業の信用リスク、もしくは企業群の信用リスクに基づく指数に関連するデリバティブ商品であり、契約に特定されている信用事由が発生するとクレジット・デリバティブの売り手は損失を被るリスクがあります。

当社が売り手となるクレジット・デリバティブは当社が保証型の契約の保証者として、あるいはオプション型の契約やクレジット・デフォルト・スワップ、あるいはその他のクレジット・デリバティブ契約の形態においてクレジット・プロテクションを提供するものとして、第三者の信用リスクを引き受ける契約やそうした契約を内包するものであります。

当社は通常のトレーディング業務の一環として、信用リスク回避目的、自己勘定取引および顧客ニーズに対応する取引目的で、クレジット・デリバティブの買い手もしくは売り手となっております。

当社が主として使用するクレジット・デリバティブの種類は特定の第三者の信用リスクに基づき決済が行われる個別クレジット・デフォルト・スワップです。また、当社はクレジット・デフォルト指数に連動するものの販売やその他の信用リスク関連ポートフォリオ商品の発行を行っております。

契約で特定された信用事由が発生した場合、当社はクレジット・デリバティブ契約の履行をしなければなりません。信用事由の典型的な例には、参照企業の破産、債務不履行や参照証券の条件変更などがあります。

当社が売り手となるクレジット・デリバティブ契約は現金決済あるいは現物決済の契約となっております。現金決済の契約では、参照債務の不履行など信用事由の発生により支払いがなされた後は契約終了となり、当社による更なる支払い義務はなくなります。この場合、当社は通常支払いの対価としてカウンターパーティーの参照資産を受け取る権利は有しておりませんし、参照資産の実際の発行体に対して直接支払い金額を請求する権利も有しません。現物決済の契約では、信用事由発生により契約額全額が支払われた場合に対価として参照資産を受け取ります。

当社は継続的にクレジット・デリバティブのエクスポージャーをモニターし管理しています。当社がプロテクションの売り手となった場合、プロテクションの対象と同一の参照資産、あるいはプロテクションの対象となる参照資産と発行体が同一でありかつ当該資産と高い相関を有する価値変動を示すだろうと予想される資産を対象としたクレジット・プロテクションを第三者から購入することでリスクを軽減することができます。したがって、当社が売り手となったクレジット・デリバティブの支払い額を第三者からの支払いによって補填するために用いられるリコース条項としては、当該デリバティブ契約によってというよりむしろ、同一あるいは高い相関を有する参照資産を対象としたクレジット・プロテクションを別途購入することによる場合が最も一般的です。

当社は、購入したクレジット・デリバティブの想定元本を、下記の表中に「クレジット・プロテクション買付額」として表示しています。これらの数値は売建クレジット・デリバティブの参照資産と同一の資産に対し、第三者から購入したクレジット・プロテクションの購入額であり、当社のエクスポージャーをヘッジするものです。当社が売り手であるクレジット・デリバティブに基づいて支払いを履行しなければならない場合には、通常、その金額に近い金額を購入したクレジット・プロテクションから受け取る権利が発生します。

クレジット・デリバティブで明記される想定元本額は、契約に基づき当社が支払いをしなければならない場合の最大限の金額となります。しかしながら、クレジット・プロテクションの購入に加えて、支払いが起きる可能性や支払額を減らす下記のリスク軽減要素があるため、想定元本額は通常当社が実際に支払う金額を正確に表すものではありません。

信用事由の発生可能性：当社はクレジット・デリバティブの公正価値評価をする際に、参照資産に信用事由が発生し、当社が支払いをしなければならなくなる可能性を考慮しています。当社のこれまでの経験と当社によるマーケットの現状分析に基づきますと、当社がプロテクションを提供している参照資産の全てについて一つの会計期間において同時に信用事由が発生する可能性はほとんど無いと考えています。したがって、開示されている想定元本額は、こうしたデリバティブ契約にかかる当社の実質的なエクスポージャーとしては、相当に過大な表示となっています。

参照資産からの回収価額：ある信用事由が発生した場合に、当社の契約に基づく債務額は、想定元本額と参照資産からの回収価額の差額に限定されます。信用事由が発生した参照資産からの回収価額がわずかであるにしても、回収価額はこれらの契約に基づいて支払う金額を減少させます。

当社は、当社が売り手となっているクレジット・デリバティブに関連して資産を担保として受け入れています。しかしながら、それらはクレジット・デリバティブに基づいて当社が支払う金額の回収に充てられるものではなく、相手方の信用事由の発生により、契約に基づいた当社への支払い対して生じる経済的な損失リスクを軽減するためのものです。担保提供義務は個別契約ごとではなくカウンター・パーティーごとで決定され、また通常クレジット・デリバティブだけではなく全ての種類のデリバティブ契約を対象としております。

当第1四半期連結会計期間末と前連結会計年度末の当社が売り手となるクレジット・デリバティブの残高および同一参照資産のクレジット・プロテクションの買付金額の残高は以下のとおりであります。

(単位：十億円)

帳簿価額(1) (△資産)/負債	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)						想定元本額 クレジット・プロ テクション買付額
	潜在的な最大支払額または想定元本額						
	計	満期年限					
		1年以内	1～3年	3～5年	5年超		
クレジット・デフォルト・スワップ (個別)	15	15,249	1,138	4,084	6,718	3,309	13,731
クレジット・デフォルト・スワップ (指数)	470	15,995	323	3,231	5,604	6,837	14,644
その他のクレジット・リスク 関連ポートフォリオ商品	229	3,742	189	1,780	950	823	2,213
合計	714	34,986	1,650	9,095	13,272	10,969	30,588

(単位：十億円)

帳簿価額(1) (△資産)/負債	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)						想定元本額 クレジット・プロ テクション買付額
	潜在的な最大支払額または想定元本額						
	計	満期年限					
		1年以内	1～3年	3～5年	5年超		
クレジット・デフォルト・スワップ (個別)	△ 377	14,659	104	3,249	5,741	5,565	12,988
クレジット・デフォルト・スワップ (指数)	174	13,319	51	1,801	4,693	6,774	11,837
その他のクレジット・リスク 関連ポートフォリオ商品	135	3,874	—	566	1,856	1,452	2,208
クレジット・リスク関連オプション およびスワップション	0	7	—	5	—	2	5
合計	△ 68	31,859	155	5,621	12,290	13,793	27,038

(1) 帳簿価額は、取引相手毎または現金担保との相殺前のデリバティブ取引の公正価値であります。

次の表は当社が売り手となるクレジット・デリバティブの参照資産の外部格付ごとの情報を表しております。格付は、Standard & Poor'sによる格付、同社による格付がない場合はMoody's Investors Serviceによる格付、両社による格付がない場合にはFitch Ratings Ltdまたは株式会社日本格付研究所による格付を使用しております。クレジット・デフォルト・スワップ(指数)についてはポートフォリオまたは指数に含まれる参照企業の外部格付の加重平均を使用しております。

(単位：十億円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)						
	潜在的な最大支払額または想定元本額						
	AAA	AA	A	BBB	BB	その他(1)	合計
クレジット・デフォルト・スワップ (個別)	1,074	1,059	4,646	4,729	2,353	1,388	15,249
クレジット・デフォルト・スワップ (指数)	1,557	495	6,475	5,171	400	1,897	15,995
その他のクレジット・リスク関連 ポートフォリオ商品	22	—	—	—	—	3,720	3,742
合計	2,653	1,554	11,121	9,900	2,753	7,005	34,986

(単位：十億円)

	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)						
	潜在的な最大支払額または想定元本額						
	AAA	AA	A	BBB	BB	その他(1)	合計
クレジット・デフォルト・スワップ (個別)	668	922	4,469	4,912	2,201	1,487	14,659
クレジット・デフォルト・スワップ (指数)	967	351	5,998	3,987	350	1,666	13,319
その他のクレジット・リスク関連 ポートフォリオ商品	23	—	—	—	—	3,851	3,874
クレジット・リスク関連オプション およびスワップション	—	—	—	2	—	5	7
合計	1,658	1,273	10,467	8,901	2,551	7,009	31,859

(1) その他には、参照資産の外部格付が投資不適格であるものおよび参照資産の外部格付がないものが含まれております。

5 担保付取引：

当社は、主に顧客のニーズを満たす、トレーディング商品在庫のための資金調達を行う、および決済のために有価証券を調達するという目的で、売戻条件付有価証券買入取引および買戻条件付有価証券売却取引、担保付有価証券借入取引および担保付有価証券貸付取引ならびにその他の担保付借入を含む担保付取引を行っております。当社は、原資産である有価証券の価値を関連する受取債権（未収利息を含む）および支払債務（未払利息を含む）とともに日々把握し、必要な場合追加担保を徴求し、若しくは返還を行っております。また、当社は日々借入れまたは貸し付けしている有価証券の市場価額を把握し、必要な場合には取引が十分に担保されるよう追加の担保金もしくは代用有価証券を徴求しております。当社では、こうした取引において、日本国政府および政府系機関債、モーゲージ担保証券、銀行および事業債、日本国以外の政府債、ならびにエクイティを含む担保の受入れまたは差入れを行っております。多くの場合当社は、受け入れた有価証券について、買戻契約の担保として提供すること、有価証券貸付契約を締結することおよび売建有価証券の精算のために取引相手へ引渡しを行うことが認められております。

当社が担保として受け入れた有価証券および有担保・無担保の貸借契約に基づき受け入れた有価証券のうち当社が売却または再担保の権利を有しているものの公正価値、ならびにそのうちすでに売却されもしくは再担保に提供されている額はそれぞれ以下のとおりであります。

	(単位：十億円)	
	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
当社が担保として受け入れた有価証券および有担保・無担保の貸借契約に基づき受け入れた有価証券のうち当社が売却または再担保の権利を有しているものの公正価値	24,805	22,378
上記のうちすでに売却され（四半期連結貸借対照表上ではトレーディング負債に含まれる）もしくは再担保に提供されている額	20,421	19,640

当社は、買戻契約およびその他の担保付資金調達取引の担保として、自己所有の有価証券を差し入れております。担保受入者が売却または再担保に差し入れることのできる担保差入有価証券（現先レボ取引分を含む）は、四半期連結貸借対照表上、トレーディング資産に担保差入有価証券として括弧書きで記載されております。当社が所有する資産であって、売却または再担保に差し入れる権利を担保受入者に認めることなく証券取引所および決済機関などに対して担保として差し入れられているものの概要は、それぞれ以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
トレーディング資産：		
エクイティおよび転換社債	21,408	7,623
政府および政府系機関債	2,923,664	2,144,648
銀行および事業会社の負債証券	164,018	169,251
商業用不動産ローン担保証券（CMBS）	32,223	26,072
住宅用不動産ローン担保証券（RMBS）	812,333	704,016
モーゲージおよびその他モーゲージ担保証券	24,520	32,740
債務担保証券（CDO）	5,977	16,522
受益証券等	—	6,048
合計	3,984,143	3,106,920
トレーディング目的以外の負債証券	99,328	98,860
関連会社に対する投資および貸付金	35,284	35,933

上記で開示されているものを除く担保提供資産は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
貸付金および受取債権	797	389
トレーディング資産	2,555,446	2,275,746
建物、土地、器具備品および設備	24,132	24,947
トレーディング目的以外の負債証券	127,925	143,029
その他	1,505	12,738
	2,709,805	2,456,849

上記の資産は主にその他の担保付借入および連結変動持分事業体の担保付社債、トレーディング目的担保付借入を含む担保付借入ならびにデリバティブ取引に関して差し入れられているものであります。

レポ取引は、主に国債あるいは政府機関債を顧客との間において売戻条件付で購入したり、もしくは買戻条件付で売却したりする取引であります（以下「レポ取引」）。レポ取引は概ね担保付契約あるいは担保付資金調達取引として会計処理されており、売渡金額もしくは買受金額に未収・未払利息を加味した金額で四半期連結貸借対照表に計上しております。

当社は、レポ取引の中でも差入れた担保債券の満期がレポ取引の満期と一致し、かつ編纂書860の金融資産の消滅の要件を満たすものについては担保付資金調達取引ではなく「満期レポ取引」として売却処理を行っております。当社の四半期連結貸借対照表上、売却処理された満期レポ取引の金額は、当第1四半期連結会計期間末においては287,292百万円で、前連結会計年度末においては185,047百万円であります。

有価証券貸借取引は、金融取引として会計処理されております。有価証券貸借取引は通常、現金担保付の取引であり、差入担保または受入担保の金額は、四半期連結貸借対照表上、それぞれ借入有価証券担保金または貸付有価証券担保金として計上しております。当該取引において、当社が有価証券を借り入れる場合、通常担保金もしくは代用有価証券を差し入れる必要があります。また逆に当社が有価証券を貸し付ける場合、通常当社は担保金もしくは代用有価証券を受け入れます。

有価証券貸付取引の中には編纂書860の金融資産の消滅の要件を満たすため、当社の四半期連結貸借対照表上、売却処理されているものがあります。当第1四半期連結会計期間末および前連結会計年度末において四半期連結貸借対照表からオフバランス処理された有価証券貸付取引に関わる有価証券の金額はそれぞれ152,573百万円および153,808百万円であります。

6 証券化および変動持分事業体：

証券化業務

当社は、商業用および居住用モーゲージ、政府発行債および社債、ならびにその他の形態の金融商品を証券化するために特別目的事業体を利用しております。これらは、株式会社、匿名組合、ケイマン諸島で設立された特別目的の会社、信託勘定などの形態をとっております。当社の特別目的事業体への関与としましては、特別目的事業体を組成すること、特別目的事業体が発行する負債証券および受益権を投資家のために引受け、売出し、販売することが含まれております。当社は金融資産の譲渡について、編纂書860の規定に基づき処理しております。編纂書860は、当社の金融資産の譲渡について、当社がその資産に対する支配を喪失する場合には、売却取引として会計処理することを義務付けております。編纂書860は、(a) 譲渡資産が譲渡人から隔離されていること（譲渡人が倒産した場合もしくは財産管理下に置かれた場合においても）、(b) 譲受人が譲り受けた資産を担保として差し入れるまたは譲渡する権利を有していること、もしくは譲受人が証券化または担保付資金調達のためのためだけに設立された特別目的事業体の場合において、受益持分の保有者が受益持分を差し入れるまたは譲渡する権利を有していること、(c) 譲渡人が譲渡資産に対する実質的な支配を維持していないことという条件を満たす場合には支配を喪失すると規定しております。当社は特別目的事業体を使った証券化の際の留保持分など、こうした事業体に対する持分を保有することがあります。当社の連結貸借対照表では、当該持分は、公正価値により評価し、トレーディング資産として計上され、公正価値の変動はすべて収益—トレーディング損益として認識しております。証券化した金融資産に対して当初から継続して保有する持分の公正価値は観察可能な価格、もしくはそれが入手不可である持分については当社は、最良の見積もりに基づく重要な仮定を用いて、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引くことによって計算される価格を公正価値としております。その仮定には、見積もり信用損失、早期償還率、フォワード・イールド・カーブ、それに含まれるリスクに応じた割引率が含まれます。これ以外に特別目的事業体に対して譲渡した金融資産に関連するデリバティブ取引を行うことがあります。

以上のように、当社は特別目的事業体へ譲渡した金融資産に対し、継続的関与を持つ場合があります。当社が前第1四半期連結累計期間および当第1四半期連結累計期間において、新たに行った証券化により特別目的事業体から受け取った金額は42十億円、47十億円であり、その際の譲渡により認識した収益は5百万円、0.6百万円となっております。前連結会計年度末および当第1四半期連結会計期間末現在で、継続的関与を持つ特別目的事業体に、当社が売却処理した譲渡金融資産の累計残高はそれぞれ1,657十億円、1,799十億円となっております。また、前連結会計年度末および当第1四半期連結会計期間末現在、当社はこれらの特別目的事業体に対してそれぞれ134十億円、190十億円の持分を当初から継続的に保有しております。前第1四半期連結累計期間および当第1四半期連結累計期間において、これらの継続して保有している持分に関連して特別目的事業体から受け取った金額はそれぞれ0.4十億円、5十億円となっております。当社は前連結会計年度末および当第1四半期連結会計期間末現在において、これらの特別目的事業体との間に、毀損した担保資産を入れ替える契約およびクレジット・デフォルト・スワップ契約をそれぞれ合計30十億円、27十億円結んでおりますが、その他契約外の財務支援は行っておりません。

次の表は、当社が継続的関与を持つ特別目的事業体に対する持分を保有するものの公正価値、およびその公正価値のレベル別の内訳を当該特別目的事業体に譲渡した資産の種類別に表しております。

(単位：十億円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)				うち、 投資格付が 適格なもの	それ以外
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
譲渡資産の種類						
国債・地方債、および政府系機関債	—	187	—	187	186	1
事業債	—	—	1	1	1	0
モーゲージおよびモーゲージ担保証券	—	—	2	2	2	0
合計	—	187	3	190	189	1

次の表は、公正価値の測定に用いている主要な経済的仮定、およびそれら経済的仮定が10%および20%不利な方向に変動した場合における、継続して保有している持分の公正価値に与える影響を表しております。

(単位：十億円)

	重要な継続して保有している持分(1)	
	当第1四半期連結会計期末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
継続して保有している持分の公正価値 (1)	186	133
加重平均残存期間 (年数)	6.3	4.7
期限前償還率	7.2%	8.6%
10%不利な方向に変動した場合の影響額	△ 0.8	△ 0.6
20%不利な方向に変動した場合の影響額	△ 1.5	△ 1.0
割引率	3.9%	4.5%
10%不利な方向に変動した場合の影響額	△ 3.0	△ 2.1
20%不利な方向に変動した場合の影響額	△ 5.7	△ 4.1

(1) 当第1四半期連結会計期間末現在で、継続して保有している持分190十億円のうち、重要な継続して保有している持分186十億円のみ感応度分析を行っております。前連結会計年度末で、継続して保有している持分134十億円のうち、重要な継続して保有している持分133十億円のみ感応度分析を行っております。

(2) 当社は譲渡資産の性質上、上記継続して保有している持分に対して予測される信用損失の発生確率およびその金額は軽微であると考えております。

表上では経済的仮定が10%および20%不利な方向に変動した場合を想定していますが、公正価値の変動と仮定の変動は線型な関係に必ずしもないことから、一般的に正確な数値を推定することはできません。特定の経済的仮定に対する影響額は、他の全ての経済的仮定が一定であると想定し、算出しております。この理由から、経済的仮定が同時に変動した場合において、その影響額の計算が過大または過少になる場合があります。感応度分析はあくまでも仮説的条件に基づいたものであり、当社のリスク・マネジメントにおけるストレス・シナリオ分析を反映しているものではありません。

次の表は、金融資産を特別目的事業体に譲渡したが、編纂書860上は譲渡の要件を満たさずトレーディング資産となったもの、また、それにより担保付金融取引として会計処理されたために長期借入とされたものの、金額および

その区分を表しています。なお、表上の資産はすべて同負債の担保となるもので、当社が資産を自由に処分することも、遡及されることもありません。

		(単位:十億円)	
		当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
資産			
トレーディング資産			
株式関連商品		196	538
債券関連商品		141	205
モーゲージおよびモーゲージ担保証券		56	127
長期貸付金		—	29
	合計	393	899
負債			
長期借入		396	758

変動持分事業体

当社は通常の証券化およびエクイティ・デリバティブ業務の中で、変動持分事業体に対して金融資産の譲渡、変動持分事業体が発行したリパッケージ金融商品の引受、売出、販売を行っております。当社はマーケット・メーカー業務、投資業務および組成業務に関連し、変動持分事業体にかかる変動持分の保有、購入、販売を行っております。当社は主たる受益者として、事業会社の発行する転換社債型新株予約権付社債やモーゲージおよびモーゲージ担保証券を、リパッケージした仕組債を投資家に販売するために組成された変動持分事業体などを連結しております。当社はまた投資基準に沿って管理されている投資ファンドなど、当社が主たる受益者となる場合は連結しております。平成22年4月1日からのASU2009-17により改訂された編纂書810の適用により、従来のビジネスに関連するもののほか、航空機の購入およびオペレーティング・リース事業に投資する特定目的事業体なども、新たに連結対象となりました。

次の表は、連結財務諸表上の連結変動持分事業体の資産および負債の金額、その区分を表しております。なお、連結変動持分事業体の資産はその債権者に対する支払義務の履行にのみ使用され、連結変動持分事業体の債権者は、当社に対して変動持分事業体の所有する資産を超過する遡及権を有しておりません。

(単位：十億円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
連結貸借対照表上の変動持分事業体の資産		
現金および現金同等物	60	36
トレーディング資産		
株式関連商品	847	222
債券関連商品	237	49
モーゲージおよびモーゲージ担保証券	70	46
受益証券等	0	0
デリバティブ取引	1	1
プライベート・エクイティ	1	1
建物、土地、器具備品および設備	60 (1)	24
その他	73 (2)	68
合計	1,349	447
連結貸借対照表上の変動持分事業体の負債		
トレーディング負債		
債券関連商品	12	12
デリバティブ取引	3	1
短期借入	—	2
長期借入	943	138
その他	17	18
合計	975	171

(1) 上述した航空機の購入およびオペレーティング・リース取引を行う事業に投資する特別目的事業体について、ASU2009-17により改訂された編纂書810の適用により新たに連結された資産である、航空機を37十億円含んでおります。

(2) 上記(1)と同様、航空機購入予約金を15十億円含んでおります。

当社が主たる受益者ではない場合でも変動持分事業体に対し変動持分を保有することがあります。そのような変動持分事業体に対し、当社が保有する変動持分には、商業用および居住用不動産を担保とした証券化やストラクチャード・ファイナンスに関連した優先債、劣後債、残余持分、エクイティ持分、主に高利回りのレバレッジド・ローンや格付けの低いローン等を購入するために設立された変動持分事業体に対するエクイティ持分、変動持分事業体を利用した航空機のオペレーティング・リースの取引に関する残余受益権、また事業会社の取得に関わる変動持分事業体への貸付や投資が含まれます。

次の表はそれら非連結の変動持分事業体に対する変動持分の金額と区分、および最大損失のエクスポージャーを表しております。なお、最大損失のエクスポージャーは、不利な環境変化から実際に発生すると見積もられる損失額を表したもので、その損失額を減少させる効果のある経済的ヘッジ取引を反映したものではありません。変動持分事業体に対する当社の関与にかかわるリスクは帳簿金額、以下に記載されておりますコミットメントおよび債務保証の金額、および変動持分事業体の総資産額を上限としたデリバティブの想定元本に限定されます。しかしながら、当社は、デリバティブの想定元本額は一般的にリスク額を過大表示していると考えております。

(単位：十億円)

変動持分の種類：	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)			前連結会計年度末(1) (平成22年3月31日)		
	連結貸借対照表上 の変動持分		最大損失の エクスポ ージャー	連結貸借対照表上 の変動持分		最大損失の エクスポ ージャー
	資産	負債		資産	負債	
トレーディング資産						
株式関連商品	81	10	81	98	—	98
債券関連商品	63	—	63	27	—	27
モーゲージおよびモーゲージ 担保証券	462	—	462	54	—	54
受益証券等	55	—	55	3	—	3
デリバティブ取引	1	9	29	2	10	34
プライベート・エクイティ	18	—	18	—	—	—
貸付金						
短期貸付金	4	—	4	31	—	31
長期貸付金	36	—	36	74	—	74
その他	8	—	8	0	—	0
貸出コミットメント、その他債務 保証	—	—	8	—	—	8
合計	728	19	764	289	10	329

(1) 前連結会計年度末は、非連結変動持分事業体に対する変動持分のうち、重要および当社がその設立・発起に関与した変動持分のみを集計しております。

7 企業結合：

当第1四半期連結累計期間において、該当事項はありません。

なお、平成20年10月に当社は、リーマン・ブラザーズ（以下、「リーマン」）の日本、オーストラリアを含むアジア・パシフィック地域部門の大部分の雇用ならびに欧州・中東地域の株式・投資銀行部門の大部分および債券部門の一部の雇用等を承継しました。これらの承継には、リーマンの人員および業務上必要な特定の資産や負債の承継を含んでおりますが、リーマンの金融資産と金融負債は承継の対象外としました。これらの承継により、当社は、ホール・セールビジネスおよび投資銀行業務をグローバルに強化しております。

さらに、当社は、IT関連、会計関連、グローバルなリスク・マネジメント等の機能をリーマンの欧州地域部門およびアジア・パシフィック地域等に提供してきたリーマンのインドにおけるIT等のサービス関連会社Lehman Brothers Services India Private Ltd.、Lehman Brothers Financial Services (India) Private Ltd.、Lehman Brothers Structured Finance Services Private Ltd.の3社を買収しました。

これら一連の承継および買収は、当社の連結財務諸表において企業結合として認識されており、これらの事業にかかる損益は平成20年10月より当社の連結損益計算書に含まれております。なお、取得価額の取得した資産と引き受けた負債への配分は、継承および買収の完了日から1年以内に終了することとされており、平成21年9月末をもってかかる配分は全て完了しました。一連のリーマン関連の継承および買収による、のれんの計上額は平成21年9月末に、23,224百万円で確定いたしました。なお、当社がこれらの一連の継承および買収のために支出した金額は、48,159百万円であり、また、これら一連の承継および買収に伴う事業の取捨選択による人件費や事務所の移転費用等26,241百万円を取得時の負債として計上しました。

8 その他の資産-その他およびその他の負債：

四半期連結貸借対照表上のその他の資産-その他、およびその他の負債には、以下のものが含まれております。

	(単位：百万円)	
	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
その他の資産-その他：		
受入担保有価証券	4,257	5,503
のれんおよびその他の無形資産	126,967	134,015
繰延税金資産	298,657	308,679
営業目的以外の投資持分証券	8,439	9,636
その他	166,451	140,913
合計	604,771	598,746
その他の負債：		
受入担保有価証券返還義務	4,257	5,503
未払法人所得税	9,990	28,015
その他の未払費用および引当金	272,771	411,327
その他	67,004	50,138
合計	354,022	494,983

9 1株当たり四半期純利益：

基本および希薄化後の野村ホールディングス株主に帰属する1株当たり四半期純利益の計算に用いられた金額および株式数の調整計算は以下のとおりであります。

	(単位：百万円) (1株当たり情報 単位：円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
基本ー		
野村ホールディングス株主に帰属する 四半期純利益	11,420	2,322
加重平均株式数	2,611,721,313	3,671,473,025
野村ホールディングス株主に帰属する1株 当たり四半期純利益	4.37	0.63
希薄化後ー		
野村ホールディングス株主に帰属する 四半期純利益	5,196	2,322
加重平均株式数	2,866,836,916	3,685,443,554
野村ホールディングス株主に帰属する1株 当たり四半期純利益	1.81	0.63

前第1四半期連結累計期間の野村ホールディングス株主に帰属する四半期純利益に対する希薄化は、転換社債型新株予約権付社債の転換を仮定した場合の利益の減少および関連会社が発行するストック・オプションの行使を仮定した場合の利益の減少により生じます。なお、転換社債型新株予約権付社債の転換を仮定した場合の利益の減少には、満期までの期間で償却される償還差額を一括して前第1四半期連結累計期間の費用として認識される効果が含まれております。当第1四半期連結累計期間の野村ホールディングス株主に帰属する四半期純利益に対する希薄化は、
関連会社が発行するストック・オプションの行使を仮定した場合の利益の減少に
より生じます。

平成21年6月30日の希薄化後野村ホールディングス株主に帰属する1株当たり四半期純利益の計算に用いられる加重平均株式数は、転換社債型新株予約権付社債および新株予約権を発行する株式報酬制度により潜在株式数が増加したため、1株当たり四半期純利益を減少させております。平成22年6月30日の希薄化後野村ホールディングス株主に帰属する1株当たり四半期純利益の計算に用いられる加重平均株式数は、新株予約権を発行する株式報酬制度により潜在株式数が増加しましたが、1株当たり四半期純利益に与える影響は僅少です。

平成21年6月30日現在10,837,400株、平成22年6月30日現在61,671,800株を購入する権利を有する新株予約権等は、逆希薄化効果を有するため、希薄化後野村ホールディングス株主に帰属する1株当たり四半期純利益の計算から除いております。

平成22年3月期は、転換社債型新株予約権付社債が、110,000百万円転換され、258,040,481株の株式が発行されました。平成22年3月期に転換社債の転換権は全て行使され、平成22年6月30日現在、転換社債型新株予約権付社債の発行残高はございません。

決算日後に生じた事項

当社は、平成22年7月30日開催の取締役会において、平成22年8月9日から平成22年9月17日の期間にわたり普通株式7,500万株、株式の取得価額の総額500億円を上限とする自己株式の取得に係る事項を決議いたしました。

10 従業員給付制度：

当社は、世界各地でさまざまな退職給付制度を提供しております。加えて、野村証券健康保険組合を通じて、特定の在籍する従業員および退職した従業員に対し医療給付を行っております。

期間退職・年金費用

国内会社の確定給付年金制度にかかる期間退職・年金費用の主な内訳は以下のとおりであります。

国内会社の制度

	(単位：百万円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
勤務費用	2,148	1,945
利息費用	1,077	1,122
年金資産の期待収益	△ 756	△ 796
年金数理上の損失の償却	1,187	772
過去勤務債務の償却	△ 287	△ 287
期間退職・年金費用(純額)	3,369	2,756

上記の国内会社の制度以外にも、重要な金額ではありませんが期間退職・年金費用を計上しております。

11 法人所得税等：

主に海外子会社の所得（欠損金）に適用される税率差異および海外の子会社で発生した損失にかかる評価性引当金が増加したことなどにより、前第1四半期連結累計期間の法人所得税等の負担税率は、法定実効税率41%に対して、65.8%となりました。主に損金に算入されない費用項目や海外子会社の所得（欠損金）に適用される税率差異などの影響により、当第1四半期連結累計期間の法人所得税等の負担税率は、法定実効税率41%に対して、53.2%となりました。

12 コミットメント、偶発事象および債務保証：

コミットメント

信用および投資関連コミットメント

当社は、銀行もしくは金融業務の一環として、貸出コミットメントを行っており、この契約義務には一般に固定満期日が設定されております。投資銀行業務に関連して、当社は顧客により発行されうる債券を引き受けることを保証する契約を結んでおります。この契約のもとでのコミットメント残高は貸出コミットメントに含まれております。

また当社は、主にマーチャント・バンキング業務に関連して、パートナーシップ等に投資するコミットメントを行っております。また当該投資に関連しパートナーシップ等に資金提供するコミットメントを行っております。この契約のもとでのコミットメント残高はパートナーシップ等へ投資するコミットメントに含まれております。

ASU2009-17により改訂された編纂書810の適用により新たに連結となった変動持分事業体には、航空機の購入およびオペレーティング・リース事業に投資する特別目的事業体が含まれており、それらの中には、航空機を購入するコミットメント契約を結んでいるものがあります。この契約のもとでのコミットメント残高は航空機購入コミットメントに含まれております。

こうしたコミットメントの残高は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
貸出コミットメント	198,987	228,439
パートナーシップ等へ投資するコミットメント	36,630	40,203
航空機購入コミットメント	114,109	—

平成22年6月30日現在の上記コミットメントを満期年限別に集計いたしますと、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)				
	契約総額	満期年限			
		1年以内	1～3年	3～5年	5年超
貸出コミットメント	198,987	79,614	114,158	3,838	1,377
パートナーシップ等へ投資するコミットメント	36,630	49	13,390	297	22,894
航空機購入コミットメント	114,109	47,886	49,967	16,256	—

こうした貸出コミットメントにかかる契約金額は、契約がすべて実行され、取引相手先が債務不履行の状態となり、既存担保が無価値になったと仮定した場合に想定される、当社の信用関連損失の最大値を表しております。締結された契約が実行されることなく契約義務が満期を迎える場合もあるため、こうした信用関連コミットメントの契約金額は将来の現金所要額を必ずしも表わしているわけではありません。こうした契約義務にかかる信用リスクは、顧客の信用力および受入担保の価値によって異なるものになります。当社は、各顧客の信用力を個別に評価しております。信用供与に際して必要と考えられる場合に当社が取引相手から受け入れる担保の金額は、取引相手の信用力評価に基づいております。

オペレーティング・リース

次の表は、当初契約期間または残存期間が1年超の解約不能オペレーティング・リース契約に基づき将来支払われる最低リース料の金額を示しております。

	(単位：百万円)	
	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
最低支払リース料合計	87,756	93,338
控除：転貸収入	△ 13,854	△ 15,021
最低支払リース料純額	73,902	78,317

平成22年6月30日現在の上記最低支払リース料合計を支払年限別に集計いたしますと、以下のとおりであります。

	支払年限						
	合計	1年以内	1～2年	2～3年	3～4年	4～5年	5年超
最低支払リース料	87,756	15,569	13,870	12,012	8,970	7,438	29,897

平成22年3月31日現在の上記最低支払リース料合計を支払年限別に集計いたしますと、以下のとおりであります。

	支払年限						
	合計	1年以内	1～2年	2～3年	3～4年	4～5年	5年超
最低支払リース料	93,338	17,669	14,196	12,929	9,498	7,726	31,320

特定のリース契約には、更新選択権条項または維持費用、公共料金および税金の増加に基づき支払リース料の引上げを定める段階的引上条項が規定されております。

偶発事象

調査、訴訟およびその他の法的手続き

当社は、グローバルな金融機関として通常の業務を行う過程で調査、訴訟およびその他の法的手続きに関係せざるを得ません。その結果として、当社は罰金、違約金、賠償金または和解金若しくは訴訟費用または弁護士費用等の負担を強いられることがあります。

当社は、編纂書450「偶発事象」に従い、個々の紛争・係争事案について経済的損失が生じる蓋然性が高く、かつそのような損失の金額を見積もることが合理的に可能な場合には、これら個々の事案について損失リスクに関する負債を計上します。負債計上される金額は少なくとも四半期毎に見直され、新たな情報をもとに修正されます。

しかし、これらの訴訟や法的手続きの結果を予想することは難しく、とりわけ、巨額の賠償請求または金額未定の賠償請求の場合、法的手続きが初期段階にある場合、新たな法的論点が争われている場合、多数の当事者が手続きに関与している場合、複雑または不明確な法律が適用されている国外の法域で訴訟手続きが進められる場合等には特に困難であるといえます。したがって、単に損失のリスクが生じるであろうことが合理的に考えうるというだけでは、当社は、その損失額の水準や範囲を、確信をもって見積もることができません。

四半期連結財務諸表の作成基準日時点の情報によれば、これらの法的手続きの解決が当社の財務状況に重要な影響を与えるものではないと当社は考えています。しかしながら、特定の四半期または事業年度の連結業績やキャッシュ・フローに関しては、これらの紛争・係争案件の結果が重大な悪影響を及ぼす可能性もあります。

当社に対する主な訴訟および法的手続きの概要は下記の通りです。当社は、可能な場合には、当社の被る最大損失の目安として、訴訟等の法的手続きにおける相手方の請求金額を開示しております。

平成21年4月、ドイツの銀行West LB（以下「West LB」）は、当社の欧州子会社であるノムラ・インターナショナルPLC（以下「NIP」）およびノムラ・バンク・インターナショナルPLC（以下「NBI」）に対して22百万米ドルの支払いを求める訴訟を提起しました。West LBは、NBIが発行し平成20年10月に償還された債券につき、その債券の条項で参照されるべき価値計算に基づけば支払いを求める権利があると請求しています。NBIは、この請求には根拠がないとして反訴を提起しています。

平成20年1月、NIPは、イタリア共和国ペスカーラ県の租税局から、二重課税に係る租税条約（平成10年）に反した行為があったとする通知を受領しました。その通知の内容は、イタリア株式の配当金に関して、NIPが既に還付金として受領した33.8百万ユーロ（金利を含む）の返還を求めるものでした。平成20年3月、NIPはこの還付金返還請求に対して異議を申し立てましたが、平成21年11月に同県租税裁判所は、租税局の主張を認める決定を下しました。NIPはこの決定を不服としその取消しを求める意向です。

NIPは、イギリスの課税当局からノムラ・エンプロイメント・サービシス（マン島）リミティッド（以下「NES」）の従業員向けに設立されたオフショア年金プランの税務処理に関して指摘を受けております。当局は、NESのオフショア年金プランに参加した従業員の雇用者はNIPであるとして、NIPからおよそ22百万ポンドを回収することを求めています。当社は当局の判断には根拠がないと考えており、NIPは当局に対して異議を申し立てておりません。

平成20年9月のリーマン・ブラザーズの破綻後、当社の子会社である野村証券株式会社（以下「NSC」）、NIP、ならびにノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツInc. は、米国法人であるリーマン・ブラザーズ・スペシャル・ファイナンシングInc. およびリーマン・ブラザーズ・ホールディングスInc.（以下合わせて「Lehman」）に対し、スワップ取引をはじめとするデリバティブ取引の清算について総額約10億ドルの請求を行っております。この請求について平成22年4月、Lehmanは、米国破産裁判所において異議を述べるための訴訟手続きを開始するとともに、NSCおよびNIPに対しては一定の債権を有しているとしてその弁済を求める訴訟手続きを開始しました。

当社は、当社の子会社による主張が正当に認められるものと確信いたしております。

債務保証

編纂書460「保証」は、債務保証をすることに伴い認識される義務に関する開示を規定し、債務保証義務の公正価値を負債として認識することを要求しております。

当社は、通常の業務の一環として、スタンドバイ信用状およびその他の債務保証の方法で取引相手とさまざまな債務保証を行っており、こうした債務保証には一般に固定満期日が設定されております。

加えて、当社は債務保証の定義に該当する一定のデリバティブ取引を行っております。こうしたデリバティブ取引は被債務保証者の資産、負債または持分証券に関連する原証券の変動に伴って債務保証者が被債務保証者に支払いを行うことが偶発的に求められるようなデリバティブ取引であります。当社は顧客がこれらのデリバティブ取引を投機目的で行っているのかまたはヘッジ目的で行っているかを把握していないため、債務保証の定義に該当すると考えられるデリバティブ取引に関して情報を開示しております。

一定のデリバティブ取引によって、当社が将来支払わなければならない潜在的な最大金額の情報として契約の想定元本額を開示しております。しかしながら、金利キャップ売建取引および通貨オプション売建取引のような一定のデリバティブ取引に対する潜在的な最大支払額は、将来の金利または為替レートにおける上昇が理論的には無制限であるため、見積ることができません。

当社はすべてのデリバティブ取引を四半期連結貸借対照表に公正価値で認識しております。また、想定元本額は一般的にリスク額を過大表示していると考えております。デリバティブ取引は公正価値で認識されているため、帳簿価額は個々の取引に対する支払、履行リスクを最も適切に表すものと考えております。

平成22年6月30日現在の債務保証の定義に該当すると考えられる当社のデリバティブ取引およびその他の債務保証は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
	帳簿価額	潜在的な 最大支払額 または契約額	帳簿価額	潜在的な 最大支払額 または契約額
デリバティブ取引 (1)	3,397,191	68,750,562	2,604,545	72,650,089
スタンドバイ信用状および その他の債務保証 (2)	319	8,445	340	10,146

(1) クレジット・デリバティブは「注記4 デリバティブ商品およびヘッジ活動」で開示されており、上記デリバティブ取引には含まれておりません。

(2) スタンドバイ信用状およびその他の債務保証に関連して保有される担保は平成22年6月30日においては7,219百万円となっており、平成22年3月31日においては8,089百万円となっております。

平成22年6月30日現在の債務保証の定義に該当する考えられる当社のデリバティブ取引およびその他の債務保証にかかる満期年限別の情報は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	潜在的な最大支払額または契約額					
	帳簿価額	計	満期年限			
			1年以内	1～3年	3～5年	5年超
デリバティブ取引	3,397,191	68,750,562	27,444,873	12,879,323	5,151,531	23,274,835
スタンドバイ信用状および その他の債務保証	319	8,445	337	32	189	7,887

1.3 セグメント情報および地域別情報：

【事業別セグメント】

平成22年4月に、当社はグローバル・マーケティング部門、インベストメント・バンキング部門およびマーチャント・バンキング部門を統合し、新たにホールセール部門を設置いたしました。これにより、当社の業務運営および経営成績の報告は、営業部門、アセット・マネジメント部門、ホールセール部門の区分で行われております。当社の事業別セグメントの構成は、主要な商品・サービスの性格および顧客基盤ならびに経営管理上の組織に基づいております。

セグメント情報の会計方針は、以下の処理を除き、実質的に米国会計原則に従っております。

- ・ 米国会計原則では税引前四半期純利益（△損失）に含まれる営業目的で長期間保有している投資持分証券の評価損益の影響は、セグメント情報に含まれておりません。

各事業セグメントに直接関わる収益および費用は、それぞれのセグメントの業績数値に含め表示されております。特定のセグメントに直接帰属しない収益および費用は、経営者がセグメントの業績の評価に用いる当社の配分方法に基づき、各事業セグメントに配分されるかあるいはその他の欄に含め表示されております。

次の表は、事業別セグメントの業績を示したものであります。経営者は経営の意思決定上、金融費用控除後の金融収益を利用しているため、純金融収益が開示されております。総資産についての事業別セグメント情報は、経営者が経営の意思決定上当該情報を利用していないため経営者に報告されていないことから、開示されております。なお、平成22年4月に部門体制を変更したことに伴い、当期の開示方法と整合させるために、過去に遡り報告数値の組み替えを行っております。

(単位：百万円)

	営業部門	アセット・マネジ メント部門	ホールセール 部門	その他 (消去分を 含む)	計
前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)					
金融収益以外の収益	94,438	17,351	220,833	△ 37,202	295,420
純金融収益	942	1,299	△ 9,113	63	△ 6,809
収益合計 (金融費用控除後)	95,380	18,650	211,720	△ 37,139	288,611
金融費用以外の費用	67,521	13,521	158,458	27,438	266,938
税引前四半期純利益 (△損失)	27,859	5,129	53,262	△ 64,577	21,673

(単位：百万円)

	営業部門	アセット・マネジ メント部門	ホールセール 部門	その他 (消去分を 含む)	計
当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)					
金融収益以外の収益	110,136	15,896	88,789	34,031	248,852
純金融収益	823	2,223	19,820	△ 1,301	21,565
収益合計 (金融費用控除後)	110,959	18,119	108,609	32,730	270,417
金融費用以外の費用	73,216	13,220	149,755	17,163	253,354
税引前四半期純利益 (△損失)	37,743	4,899	△ 41,146	15,567	17,063

事業セグメント間の取引は、通常の商取引条件によりそれぞれのセグメント業績に計上されており、消去はその他の欄において行われております。

次の表は、その他の欄の税引前四半期純利益（△損失）の主要構成要素を示したものであります。

(単位：百万円)		
	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
経済的ヘッジ取引に関連する損益 (1)	5,350	5,228
営業目的で保有する投資持分証券の実現損益	53	250
関連会社利益の持分額	3,701	363
本社勘定	△ 24,896	△ 2,486
その他 (1)(2)	△ 48,785	12,212
計	△ 64,577	15,567

(1)従来「経済的ヘッジ取引に関連するトレーディング損益」を区分して表示しておりましたが、平成22年3月期第4四半期より「経済的ヘッジ取引に関連する損益」に改め、従来「その他」に含めておりましたトレーディング損益以外の関連損益もあわせて表示しております。さらに、同四半期より従来「経済的ヘッジ取引に関連するトレーディング損益」に含まれておりました金融負債にかかる自社クレジットの変動による損益を「その他」に振り替えて表示しております。当期の開示方法と整合させるために、過去に遡り報告数値の組み替えを行っております。

(2)その他には、編纂書825に基づき公正価値オプションが指定されている金融負債における自社の信用リスクによる影響額およびデリバティブ負債における自社の信用リスクによる影響額等を含んでおります。

次の表は、前頁の表に含まれる合算セグメント情報の、当社の四半期連結損益計算書計上の収益合計(金融費用控除後)、金融費用以外の費用計ならびに税引前四半期純利益（△損失）に対する調整計算を示したものであります。

(単位：百万円)		
	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
収益合計(金融費用控除後)	288,611	270,417
営業目的で保有する投資持分証券の評価損益	9,748	△ 10,593
連結収益合計(金融費用控除後)	298,359	259,824
金融費用以外の費用計	266,938	253,354
営業目的で保有する投資持分証券の評価損益	—	—
連結金融費用以外の費用計	266,938	253,354
税引前四半期純利益（△損失）	21,673	17,063
営業目的で保有する投資持分証券の評価損益	9,748	△ 10,593
連結税引前四半期純利益（△損失）	31,421	6,470

【地域別情報】

当社の識別可能な資産、収益および費用の配分は、一般にサービスを提供している法的主体の所在国に基づき行われております。ただし、世界の資本市場が統合され、それに合わせて当社の営業活動およびサービスがグローバル化しているため、地域による厳密な区分は不可能な場合があります。こうしたことから、以下の地域別情報の作成に際しては複数年度にわたり一貫性のあるさまざまな仮定をおいております。

次の表は、地域別業務ごとの収益合計(金融費用控除後)および税引前四半期純利益(△損失)ならびに当社の事業にかかる長期性資産の地域別配分を示したものであります。米州および欧州の収益合計(金融費用控除後)は、主にそれぞれ米国および英国における当社の事業から構成されております。なお、地域別配分方法において、収益合計(金融費用控除後)および長期性資産については外部顧客との取引高を基準とし、税引前四半期純利益(△損失)については、地域間の内部取引を含む取引高を基準としております。

	(単位：百万円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
収益合計(金融費用控除後) (1) :		
米州	22,178	31,714
欧州	83,556	59,549
アジア・オセアニア	12,949	8,302
小計	118,683	99,565
日本	179,676	160,259
連結	298,359	259,824
税引前四半期純利益(△損失) :		
米州	△ 783	△ 6,769
欧州	△ 1,327	△ 16,453
アジア・オセアニア	△ 5,591	△ 5,293
小計	△ 7,701	△ 28,515
日本	39,122	34,985
連結	31,421	6,470

(1) 前第1四半期連結累計期間および当第1四半期連結累計期間において、単独で重要とみなされる外部の顧客との取引から生ずる収益はありません。

	(単位：百万円)	
	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
長期性資産 :		
米州	91,577	94,508
欧州	139,110	98,223
アジア・オセアニア	29,883	32,871
小計	260,570	225,602
日本	266,269	269,449
連結	526,839	495,051

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月14日

野村ホールディングス株式会社
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	英	公	一	印		
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松	村	洋	季	印	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫻	井	雄	一	郎	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀	井	純	子	印	

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている野村ホールディングス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結資本勘定変動表、四半期連結包括利益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（四半期連結財務諸表注記1参照）に準拠して、野村ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年8月16日

野村ホールディングス株式会社
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	英	公	一	印		
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松	村	洋	季	印	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫻	井	雄	一	郎	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀	井	純	子	印	

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている野村ホールディングス株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結資本勘定変動表、四半期連結包括利益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（四半期連結財務諸表注記1参照）に準拠して、野村ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管しております。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月16日
【会社名】	野村ホールディングス株式会社
【英訳名】	Nomura Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	執行役社長兼CEO 渡部 賢一
【最高財務責任者の役職氏名】	執行役兼CFO 仲田 正史
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社の執行役社長兼CEOである渡部賢一および執行役兼CFOである仲田正史は、当社の第107期第1四半期(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。